

3月10日本会議再開（第3日目）

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 1 番議員 | 西 沢 悦 子 君 | 8 番議員 | 玉 川 清 史 君 |
| 2 〃 | 小宮山 定彦 君 | 9 〃 | 滝 沢 幸 映 君 |
| 3 〃 | 山 城 峻 一 君 | 10 〃 | 朝 倉 国 勝 君 |
| 4 〃 | 祢 津 明 子 君 | 11 〃 | 吉 川 まゆみ 君 |
| 5 〃 | 中 島 新 一 君 | 12 〃 | 塩野入 猛 君 |
| 6 〃 | 大日向 進也 君 | 13 〃 | 中 嶋 登 君 |
| 7 〃 | 栗 田 隆 君 | 14 〃 | 大 森 茂 彦 君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- | | |
|-----------------|-----------|
| 町 長 | 山 村 弘 君 |
| 副 町 長 | 宮 崎 義 也 君 |
| 教 育 長 | 清 水 守 君 |
| 会 計 管 理 者 | 青 木 知 之 君 |
| 総 務 課 長 | 柳 澤 博 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 白 井 洋 一 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 山 崎 金 一 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 伊 達 博 巳 君 |
| 商 工 農 林 課 長 | 大 井 裕 君 |
| 建 設 課 長 | 宮 下 和 久 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 堀 内 弘 達 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 池 上 浩 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 柳 澤 英 明 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 北 村 一 朗 君 |
| 総 務 係 長 | |
| 総 務 課 長 補 佐 | 長 崎 麻 子 君 |
| 財 政 係 長 | |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 瀬 下 幸 二 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | 細 田 美 香 君 |
| 子 ども 支 援 室 長 | 鳴 海 聡 子 君 |
4. 職務のため出席した者
- | | |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 関 貞 巳 君 |
| 議 会 書 記 | 宮 崎 あかね 君 |
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|-------------------------|------------|
| (1) 台風19号に関する検証作業についてほか | 小宮山 定彦 議員 |
| (2) 内水氾濫についてほか | 朝 倉 国勝 議員 |
| (3) 新型コロナウイルスについてほか | 中 島 新一 議員 |
| (4) 町道の安全対策についてほか | 吉 川 まゆみ 議員 |
| (5) スマートタウンについてほか | 中 嶋 登 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（西沢さん） おはようございます。

ただ今の出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（西沢さん） 初めに、2番 小宮山定彦君の質問を許します。

2番（小宮山君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、これより通告に従い、一般質問を行います。

前回、12月議会においても台風19号に関する質問をしましたが、中途半端に終わったままでありました。よって、引き続き、再度、同じテーマで質問をいたします。

台風19号の襲来から、間もなく5カ月になります。先日12日の信濃毎日新聞に県内77市町村を対象に行ったアンケートの結果や、浸水被害地区の人口変化が何面にもわたって掲載されていました。

その中には、「台風19号をきっかけに着手したこと、着手予定、前向きに検討していること」や「台風19号災害からの復旧復興に向けて直面している課題」が市町村別に一覧表にまとめられておりました。それを見ますと、見出しに「防災強化、全県で加速」とあるとおり、今回の災害の教訓を生かし、当町も含め、ほとんどの市町村が対策に積極的に乗り出していることがわかります。

また、当町ではインフラの復旧が順調に進んでおり、検証会議も開かれていると聞いています。まず、現時点での具体的な検証内容をお聞きしたいと思います。

1、台風19号に関する検証作業について。

イとして、検証会議について3点お聞きします。

①どんな部署が主に担当しており、どんなふうに進められているか。

②特にクローズアップされている課題は何か。既に対策がとられているものは何か。

これは、昨日、同僚議員からの質問があり、それに対して詳細な答弁をすでにされておりますもので、要点というか、そのみの答弁で結構でございます。よろしくお願いいたします。

③検証結果は報告書のような形でまとめられるのか。

次に、ロとして、検証内容について2点お聞きします。

①避難準備や避難勧告発令の対象区域を特定する方向で議論されているか。

②自主防災会や区との連携強化に向けて、どんな具体的方策が検討されているか。

1回目の質問は、以上であります。

総務課長（柳澤君） 1、台風19号に関する検証作業について答弁申し上げます。

昨年10月に日本列島を通過いたしました令和元年東日本台風は、長野県内でも千曲川が氾濫して、当町にも大きな被害をもたらしました。町では、専決あるいは議会臨時会、定例会など数度にわたる補正予算をご審議いただき災害復旧に取り組んでおり、昭和橋、バラ公園駐車場、鼠橋運動公園など施設の復旧に向けて急ピッチで事業を進めております。

また、農業被害への対応についても、農作物災害緊急対策事業や国の強い農業・担い手づくり総合支援交付金を活用した事業を進めるとともに、千曲川河川敷の農地に堆積した土砂の除去を行う農地災害復旧事業についても工事を進めておるところでございます。

ご質問にございました台風19号に関する検証の進め方ということでございますが、昨年の10月下旬に今回の台風対応にあたり、職員に対し、職員自身や住民の皆さんからお聞きした意見や感想、改善点等を総務課に提出するよう依頼をいたしました。提出された意見等を取りまとめ、総務課が中心となり、昨年11月中旬に課長等による検証を行い、11月下旬には理事者を含め、各課等の課長により検証会議を行ったところでございます。

会議では、事前の警戒態勢のあり方や災害対策本部設置や避難勧告発令、避難所開設のタイミング、住民への情報伝達、自主防災会との連携などについて、よかった点、課題などを話し合ったところでございます。

「クローズアップされている課題と既に対策をとっていること」ということでございますが、要約をして申し上げますと、今回、台風の19号災害を踏まえまして、主な改善点ということで、中電との災害時における協定の締結を行い、停電となった避難所への早期に電力復旧がなされたものの、停電という非常時にも一定の電力確保が必要。

また、風雨の中、避難所運営物資を防災倉庫から運びましたが、備蓄場所の検討が必要。

避難所運営については、中核避難所となる小中学校の避難所開設においては、学校との連携や実際の避難訓練の実施の検討、また、避難所運営体制における職員配置、そして、避難情報の発令のあり方や自主防災会との連携など、改善を要する点が挙げられたところでございます。

新年度予算におきまして、今回の検証結果から、地球温暖化対策と停電時等の電力供給を併せて実現できるよう、村上小学校に蓄電池設備を設置し、避難所としての機能を高める計画とし、関係予算を計上いたしました。

また、避難所運営のため、避難所で使用する毛布やマットを追加購入する費用を計上。さらに、避難が長期化した場合の仕切りやベッドについて、備蓄以外の確保策について検討を進めております。

検証結果のまとめにつきましては、現在も継続して行っておりますので、最終的には、何らかの形でまとめていければと考えているところでございます。

続いて、「避難準備や避難勧告発令の対象区域を特定される方向で議論されているか」とのご質問でございます。

今回の台風19号の対応では、町内の千曲川の水位の上昇や上田市生田の水位計が1時間に50センチから70センチも急激に上昇し続け、避難判断水位である4.5メートルに迫っていたほか、近隣の状況から坂城町においても土砂災害警戒情報が発令されることが想定されたため、本部会議にて全町に対し避難勧告命令、避難所を開設することを決定し、情報伝達を行いました。

検証の中では、災害時の情報伝達として、避難勧告等は、災害の危険をお知らせし、行動に移してもらう発令ですので、できるだけわかりやすく、短い言葉で伝えることが重要な点として挙げられました。災害時に住民の皆さんにどのような言葉や表現で避難情報を伝えるのがよいのかといった点から、災害の状況によっては対象地域を特定し、発令することについても、現在、研究を進めております。

地域の特定制と申しましても、今回のように、千曲川が増水した場合は、浸水想定区域全体の広くなるのではないかと考えられます。

この場合、避難の要因を示して、例えば、「千曲川が増水しています。氾濫想定区域の皆さんは避難してください」といった発令が望ましいのか。そして、このような発令の場合、住民の皆さんが住んでいる場所が浸水想定区域に含まれているのか、いないのかを十分に理解していただく必要がございますので、その意識啓発をどのようにしていくかなども検討していく必要がございます。

また、こうした際、自主防災会の皆さんにより、より細かな地域の情報について、同報系防災行政無線の地区別放送を活用して地域の皆さんにお知らせいただくことも災害時の対応として考えられるところでございます。

次に、「自主防災会等との連携強化に向けて、どんな具体的方策が検討されているか」とのご質問でございます。

災害時に被害の拡大を防ぎ、住民の安全と被害の軽減を図るためには、町や県、国の公助だけでは限界があり、自分の身を自分の努力によって守る自助とともに、普段から顔を合わせている

地域や近隣の人々が集まって互いに協力し合いながら、防災・避難活動に取り組む共助が大変重要であると考えております。この共助の核となるのが自主防災会等の皆さんになると考えております。

検討段階ではありますが、千曲川増水時の地域の特定の例を申し上げましたが、避難勧告等が発令されなかった地域においても場合によっては住民の皆さんの不安を解消するため、公民館等を自主避難所として開放することも考えられます。

災害の発生が予測される際に、このように自主防災会の皆さんが主体となって活動していただくためには、日頃から災害時における危険箇所の把握や要配慮者に係る情報収集、警戒態勢の整備、いざという時に備えた防災訓練の実施などご留意いただき、安全で災害に強いまちづくりの推進にご協力をお願いしたいと考えております。

この自主防災会の取り組みを進めるためには、町といたしましても、町職員が各自主防災会に出向き、避難情報の発令基準や避難場所、地域で行う防災訓練への助言、防災ハザードマップの見方、あるいは同報系防災行政無線や、今後供用開始となります移動系防災行政無線の使用方法などについてお話をさせていただく機会を設け、住民の皆さんの防災意識の向上を図ることも大事であると考えております。

先月、ほとんどの区長さんが自主防災会長を務めておられますので、新たな体制となりました区長会において、今後講師派遣などの支援や、応急避難所となる地域の公民館の開設訓練など、防災訓練の支援を行うことを説明させていただいたところ、1つの自主防災会からは、町職員の講師派遣依頼を、また、1つの自主防災会からは、地区別放送を活用して避難訓練や公民館の開設訓練などを行いたいなどのお話がありました。

こうした取り組みの積み重ねが当町の防災力向上にもつながると考えておりますので、今後も引き続き自主防災会のサポートと連携を行いながら取り組んでまいりたいと考えております。

2番（小宮山君） ご答弁いただき、避難準備や避難勧告発令の対象区域を特定する方向で検討がなされているということをお聞きしてよかったと思っております。

日進月歩している気象庁の気象予報は進化しており、今までの広域予報に加えて、現在では地域特定のピンポイントで降雨量、河川の危険度などを数時間先まで色分けして示してくれる、そのようなものがあると聞いて気象庁のサイトをのぞいてみました。

その中で、洪水警報の危険度分布というのを見ると、坂城町の場合、洪水予報の発表対象である千曲川だけでなく、日名沢川や御堂川、谷川等の中小河川のその時点での危険度までわかるようになっていました。

また、土砂災害では、土砂災害の危険度分布、正確には土砂災害警戒判定メッシュ情報というそうですが、それは大雨による土砂災害の危険度の高まりを地図上で1キロメートル四方の領域、これメッシュというそうですが、ごとに5段階に色分けして示す防災情報のことで、リアルタイ

ムで土砂災害の危険度を把握できるようになっております。

こうした進化した気象庁の、主に気象庁からの防災気象情報と、それと既に坂城町でもあるハザードマップ上の浸水想定区域や土砂災害警戒区域と重ね合わせると、ある程度避難情報の発令範囲を絞ることは可能だと思われます。

今、先ほど課長さん方でどういう表現で、コンパクトに、正確に、町民に伝えられるかという、そういう課題があるということでしたが、それは十分工夫をなさっていただき、その対象区域を絞って発令されることを望みたいと思います。

また、自主防災会等との連携強化に向けては非常に具体的というか、町の担当の職員が各自主防災会に出向いて、出張して、それでその地域との防災についていろんなことを検討されると、これ一番私が、私も望んでおるところであります。町の方で災害時に、区なり、自主防災会に対して、実際どのようなことをしてもらいたいかということを事前に伝え、了解してもらっておくことが極めて重要だと思っているからです。

ちょっとどういうことかともう少し具体的に言いますと、去年の台風のとき、地元区の区長に、私が町からはどんな話、連絡があったのかと聞くと、町からは災害対策本部が立ち上がったとか、避難勧告を発令したとか、そういうような連絡はあったと。それで、あとは地元区、そちらの様子はどうですかということ聞かれたと。そういうふうに区長さんは言っていました。それで何をすべきなのか、そのとき何をすべきなのかとか、何をせざるべきなのかかわからず当惑したというようなことがありました。これは、結構、私どもの区だけの問題ではなかろうかと思うんです。

そこで、例えば、町が災害本部を立ち上げた段階で、公民館にとりあえず役員だけでも集まってもらい、災害対策本部との緊密な連絡のもとで、移動系防災行政無線の移動局端末も配備されるということでありますから、そうした連絡のもとで要配慮者の安否確認とか、避難の支援とか、応急避難所の開設とかと手配する、あるいは地区を流れる河川の様子とか道路状況を見てもらう、そういったことを町から区に、自主防災会に要請するという形。

このような話というのは、つい先日の区のほうで話が出ました。災害対応は行政や消防、警察がやればいいと、自分らの仕事ではないなどと思っている住民はいないとほとんど思います。有益だということは率先してやるはずだと思っております。ただ、ここが問題だと私は思っているんですが、区長さんとか、自主防災会の会長さんとかが無責任に独断でやれるものではないんです。災害対策本部からの要請といった形があると、区なり、自主防災会のほうでも非常にスムーズに実践的な行動、必要な行動がとれると、その辺のことも、平時において、町と区がすり合せをして取り組みをしておくと、そういうことがなされると、そして、それもこういうことありますから、希望のある方は、希望のある区長さんは言ってきてください、それには対応しますよというそういうのではなくて、町のほうから、自らその地元区へ出かけて行って、要請があったらじゃなくて、割と積極的に出かけていかれて、そのようなことについての連携を具体的に話し合

っておくというそのことを、私は希望しています。

事前に、自主防災会と町が災害時の対応について取り決めをしておくということについては、
どういうふうにお考えか、その点、もう一度、お尋ねしたいと思います。

総務課長（柳澤君） 事前の取り組みの取り決めですか、というようなところのご質問でございました。

まだ、明確に庁舎内会議、あるいは地域との検討というような自主防災会等のご相談といったところがまだ定まっていないところでございます。

そういった中で、今後検討していくことになろうかと思えますけれども、先ほど少し触れましたが、まず、地域の皆さんにお知らせをしておきたいのが、ハザードマップでこの地域にはどんな災害の危険があるのか、あらかじめの把握をしていただくですとか、あるいは避難所の開設と
いいましても、避難者名簿の作成、あるいは開設にあたっての留意事項の説明ですとか、また、
そのための訓練を行ってもらうことなども必要になってこようかと思えます。

そして、同報系、あるいは移動系の防災無線で災害時の連絡や活用方法などについても打ち合わせをさせていただきたいと思えますし、町と自主防災会との連携といったところで高齢者の避難情報や、あるいは避難勧告が発令された場合に、自主防災会にお願いをしたいことというよう
なところについては考えていかなければいけないなと思っております。

また、自主防災会が活動するにはどういった情報伝達や情報共有が必要なのかといったところ
のお話も必要になってこようかと思えます。

1回目の、1回目といいますか、検証委員会の中で出された意見で、特に、今回の台風といっ
た部分に関しましては、あらかじめ準備ができる時間がございますので、少し前に自主防災会に
対する情報提供といったところを行って、準備をお願いしていくというようなことも考えられる
かと思えます。

また、そういった時に、実際に自主防災会の方がどういった対応をすればいいのか、応急避難
所を開けてもらうというような要請をすればいいのか、また、必要な地区別放送を促すといった
様々な取り決めといたしますか、お願いをしていかなければならないことも出てこようかと思いま
す。そういったところにつきましては、地域の支援、あるいはアドバイスといったところ、それ
からサポートといったところもございますので、今回のご意見も参考に、今後、庁舎内での検討、
あるいは各自主防災会に相談をさせていただいて考えてまいりたいと思えます。

2番（小宮山君） ぜひ、具体的な取り組みをお願いしたいと思います。

今年の身障さかき元旦号を見ましたところ、宮崎副町長は、次のように書いておられます。
「避難行動に関して介助等を必要とされる皆さんの避難については、さらなる検討や仕組みづく
りの必要性も浮き彫りとなり、今後、各地区の自主防災会、民生委員さんとの連携など、取り組
みを進めていきたいと考えております」とあります。

こういうことなんですよ。それで、これをいかに具体的に作っていくかと、それが、もちろん、私が言うまでもなく大事なことだと思います。町からの旗振り役みたいな形での積極的な地域への働きかけ、それをお願いしまして、次のテーマに移ります。

前回、中途半端に終わったというテーマであります。

二の避難情報について。

昨年、国の避難勧告等に関するガイドラインが改定され、住民がとるべき行動が明示されました。警戒レベル1からレベル5といった数値で分け、その警戒レベルに合わせて、避難準備、避難勧告、避難指示と避難情報が発令されること。また、その発令を受けて住民がとるべき行動がはっきりと示されました。さらに、各種様々な防災気象情報と警戒レベルを対応させたのは、住民が自主的に避難行動をとるために非常に役立つものだと思います。

それで、避難勧告等に関するガイドラインの改定したエッセンスと申しますか、去年の広報さかき8月号にそれが掲載されております。非常にコンパクトにまとめたものではありませんが、ただ致命的な誤解を生みかねない問題と、それを私、去年の台風のときから感じ始め、12月議会でも一般質問をしました。今回、再度、一般質問のテーマにしたことであります。

それは、はい、イとして質問に入ります。

2019年8月の広報さかきについて、①速やかに避難先へ避難しましょうという場合の避難先とは具体的にどこのことか。また、避難とはどのような避難行動を指しているのか。

②として、避難勧告と避難指示の違いは何か。

これは避難勧告の知らせを受けた者が、まだ勧告だろうと、なら勧告だったら別にいいやと、指示になったら考えようと、割と気分そんなふうなことをしていらっしゃる人たちが、そちらの人のほうがずっと多いように、私、感じております。だけれども、レベル4で避難勧告、避難指示というのは、同じところに入っています。警戒レベル4に、同じところに入っておりまして、なもので、この避難勧告、避難指示の違いは何か。これ具体的に、去年の例で説明していただくとわかりやすいんですが、避難勧告が16時49分でしたか、発令されまして、その後どのような事態になったら避難指示というものが発令されたのでしょうか。それを答えていただくとわかりやすいというように私は思っております。

次に、ロですが、避難情報の周知についてということで、避難情報についての住民の内容理解と住民に対する周知、それが私は不十分だと思っておりますが、その辺はどういうふうに見ているか、それをお聞きしたいと思います。

1回目の質問は、以上であります。

町長（山村君） ただいま小宮山議員さんから主に災害ということで、1つ目、2つ目、1つ目は台風19号についての検証作業について、それから、ただいま避難情報についてということでご質問いただきました。

1 問目の質問について、ちょっと私が補足していきたいということがありまして、特に検証作業、先ほど総務課長から話しましたけれども、これはまたとないいい機会だと思っております。ですから、ぜひすばらしい検証内容を作って、これから次の災害に備えるということが大事だと思っております。

1つ、議論の中で、私が厳密に考えてはいけないのは、町からいろんなお願いを出すと、それから区長さんというお話ありましたけれども、実際に全区長さんは行政協力員の立場であります。

従いまして、行政協力員の立場で行動、あるいはそのエリアの人に指示される場合、それから、いわゆる任意団体である自治区としての区長さんとしての立場、これもあるかなと思っております。それからもう1つ言うと、自主防災会、これ全区にありますけれども、一部の区は区長さんが自主防災会長ではなくて、そこで選ばれた方が自主防災会長になっているということがありますので、実態に即して厳密に細かく議論していかなきゃいけないというふうに思っております。これは、検証作業を通じてやっていかなきゃいけないと思っております。

それで、2番目の質問、避難情報についてでございます。イとロとありましたので、私から答えさせていただきます。

まずは平成30年の7月に、西日本中心や広い範囲で記録的な雨により大きな被害をもたらした豪雨災害を受けまして、国の中央防災会議、防災実行会議で、平成30年7月豪雨による水害・土砂災害から避難に関するワーキンググループにおいて作業が進められました。この豪雨を教訓としまして、避難対策の強化について検討し、平成30年の12月には、平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方についてがまとめられたところであります。

この報告の内容を踏まえまして、地方公共団体が避難勧告等の発令基準や伝達方法等を改善する際の参考とするよう、平成31年の3月、内閣府により避難勧告等に関するガイドラインが改定され、この中で、「住民は自らの命は自らが守る意識を持ち、自らの判断で避難行動をとる」との方針が示されました。この方針に沿って、町や気象庁等から発表される防災情報を用いて住民がとるべき行動を直感的に理解しやすくなるよう、昨年6月から5段階の警戒レベルを明記した防災気象情報が提供され、水害、土砂災害時の避難情報の伝え方が変更になりました。

このご質問の「速やかに避難先へ避難しましょうという場合の避難先とは具体的にどこのことか、また、避難とはどのような避難行動を指しているのか」という点につきましては、内閣府のガイドラインでは、警戒レベル4、これは、全員避難では、避難勧告、避難指示、緊急の発令の際に、住民がとるべき行動等として、「速やかに避難先に避難しましょう。公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や自宅内のより安全な場所に避難しましょう」としております。

この場合の避難先の選択肢としまして、ご自身の判断により公的避難所への避難を基本としつつも、災害が発生する恐れが極めて高い状況等で避難所への移動が危険と思われる場合には、強

固な建物など近くの安全な場所やご自宅など建物内のより安全な場所への避難についても選択肢の一つとして考慮していただく必要があると思います。

昨日か一昨日でしたか、東日本大震災の後を踏まえた、NHKでテレビでやっておりましたけれども、ある地区では、避難先としては十数分かかっている山の高台を指示されていたけど、その地区では防災の拠点であるビルの屋上に逃げようということで全員助かったというような、テレビでもやっておりました。他にもいろんな事例があります。

また、続きまして、「避難とはどのような避難行動を示しているのか」とのご質問についてお答えします。

先ほどのご質問でもお答えしましたが、公的避難所への避難、強固な建物など近くの安全な場所やご自宅など建物内の安全な場所への避難が主なものとなってまいりますが、災害に備えまして、ハザードマップで災害危険箇所を確認する、水害や土砂災害など災害種別ごとの避難行動を確認する、避難場所や避難経路を確認する、避難の判断に必要な情報を確認するなどの行動も避難行動に含むものとして考えております。

続きまして、「避難勧告と避難指示の違い」ですが、町地域防災計画では、避難勧告について、その地域の住民がその勧告を尊重することを期待して避難の立ち退きを進めまたは促すことをいうとしており、安全のため、早目の避難を促すときに発令されます。

また、避難指示については、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、勧告よりも拘束力が強く、住民を避難のため立ち退かせるために発令されます。

続いて、「避難情報についても住民の内容理解と住民に対する周知が不十分だと思うが、この点についての見解は」とのご質問がございました。

避難勧告の発令や避難所の設置などを行いました今回の台風19号対応に係る経験は、職員のみならず、町民の皆さんにとって記憶にとどめるべき経験になったと思います。また、今回の経験を今後どう生かしていくのかが大変重要であると考えております。

今回の災害対応では、町内の全戸、全事業所に同報系防災行政無線戸別受信機の設置が完了しておりましたので、町からの情報伝達という面においては、災害情報を確実に住民の皆さんに伝えるという点では、一定程度対応できたと考えております。

しかしながら、今回の対応を振り返りますと、各自主防災会の皆さんから地域の住民の方に地区別放送を活用して、地域の情報を発信していただくこともできたのではないかとこのように思っております。

自主防災会において、そういった取り組みを行っていただくためには、今後、これまで以上に町と自主防災会の連携強化を図っていくことが重要であると考えております。

先ほど総務課長から、町職員が今後、各自主防災会に出向き、避難情報の発令基準や避難場所、防災ハザードマップの見方、同報系防災行政無線や、これから整備されます移動系防災行政無線

の使用方法などについてお話させていただく機会を設けていくということを答弁させていただきました。

地道ではありますが、こうした取り組みを積み重ねることで、住民の皆様の防災意識の向上を図ることもできるのではないかと考えております。

今後も自助、共助、そして公助は有機的結びつき、自主防災会と連携を図りながら住民の安全と被害の軽減を図る災害に強いまちづくりに取り組んでいきたいと考えております。

2番（小宮山君） 私が、内閣府の防災担当から出て、広報さかきの8月号にも掲載されていたものの問題点が、どうしても問題点がずっと引きずっておまして、それは何かといいますと、今町長さんにお答えいただいたんですが、もう少しはっきりしたいということで2回目の質問をします。

それは何かといいますと、私、できるだけ多くの人に、避難勧告が出て避難といったときに、その避難はどういうことだと思っているかというふうにいろんな人に聞いて回りました。そうすると、やはり指定避難所への避難と、立ち退き、自分の家から立ち退く水平避難ですよね。自分の家から安全な場所、それが例えば、避難所であったり、親戚の家だったりとか、近所で頑丈な建物のところとかありますけれど、その水平避難ということがほとんどの方はそう思われているみたいであります。だから避難しましょうといったら、それは避難所へ行くことが避難だと、そういうふうに使われている方がほとんどじゃないかと、私が聞いた範囲では全てでした。100%そうでした。

けれども、そうだとすると、今回のこの改定で全員避難ということだと、それでしかも避難勧告が全町に出されたりすると、その避難所の収容の問題とか、それから避難所の運営の問題とか、これ対応しきれないだろうと、そういうことで12月の議会のときに質問しました。そして、課長のほうから、避難所に行くだけが避難じゃないんだということを申されました。確かにそれはそうです。けれども、外の状況なんかを見て、避難所への避難が危険だと判断される場合は、家の中で2階へ上がるとか、垂直避難ですよね。それとか、近所で安全なところを探して避難すると、そういうことも避難なんだということの答弁をもらいました。それに対して私は、ただそれというのは、特殊な場合であるでしょうと。

こう考えてもらいやすいんですが、去年の台風19号の16時49分に避難勧告が発令したときに、そのときはまだ明るかったです。明るかったから、避難所への避難とかそういういろんな避難行動の選択が住民のほうにはあったわけです。ただ、そのときに避難するというのは避難所への避難なのかというふうに思っちゃうと、そうすると、もう収容しきれませんよね、もしそれで、だけど、実際はそんなに665人でしたか、その方が避難所に行ったと。けれども、それはそれでまたこういう問題あると思うんですよ。レベル4が出て避難勧告をしたにもかかわらず、住民がそれを何というのかな、無視したとはもちろん言わないんですが、重大なこととして受け

とめていなかったという問題が出てきてしまうと、そういうふうには私は思われるんです。それで、ずっと避難行動というのはどういうことなのかということや、ずっと考えておきまして、つい数日前に、内閣府のそれをつくった担当の方にもう電話で聞くしかないだろうということで電話をしました。それで、私としても、ああ、そうだったのかとかいうか、やっぱりそうだったのかな、そういう答えが得られました。それは何かと言いますと、避難行動で、16時49分に避難勧告が発令された時に、住民は自宅に待機すること、自宅にいて、留まること、これも今回の、昨年の改定ですよ、改定においては、それも立派な避難行動なんだということがはっきりおっしゃっておられました。だから、その辺の事情、私、ほとんど、ほとんどですよ、ほとんどの方は避難勧告が出ると避難所へと、それはもちろん、土砂災害なんかはそうだと思います。土砂災害という場合は、もう立ち退き避難以外はちょっとあり得ないですよ、一気にきますから。ただ、台風や何かの今回の水害みたいな場合には、浸水があったとしても避難所に避難する必要がないんですよ。浸水が仮に床下浸水ぐらいであったとしても。

そんなもので大事なものは、今回の改定ですよ、改定の趣旨というのは、災害に直面したときに、もちろん、町からの避難情報とか、気象庁からの防災気象情報、そういうのも参考にしつつも、事前に自分がどういうところに住んでいるか、あるいはどういう立派な頑丈な家に住んでいるか、そうすることがあって避難勧告が出されたとしても、そこで、ただ正常性バイアスで俺は大丈夫だなんていうような感じで、自分に限ってこんなことは、避難であることは今までなかったし、これからもないだろうみたいな、そういうことで避難が遅れると、適切な避難行動がとれないと、そういうことになっては困るんですが、主体的に自分で、どこに自分は住んでいるのか、こういうような状況のときには自分はどういうふうな行動をとるのがいいのかということや、判断して、それで的確な避難行動を実行すると、そういう形になるのはこれ一番いいと思います。必要でない人が避難所へ行ったりすると、坂城町の場合はそういうことはなかったんですが、ほかの町村では、例えば、避難所が満杯になって他にたらい回しをされたりとかすることが出てきます。また、本当に必要な人が避難所への避難をするというんで、他の人たちは自分で自宅での待機ということが安全だという屋内安全確保がなされてあるならば、わざわざ立ち退き避難をする必要がないんだということ、これをぜひ町民の皆様徹底していただきたいというのが私の今回の質問の趣旨であります。この今の広報8月号のあの表現だとそうは皆さん絶対思わないはずで

す。ですから、それでやはり内閣府の担当の方に、そうだとすると、避難行動というのが、待機を含めて自宅において、自宅に留まって待機を含めた屋内安全確保というのが、立派な避難行動の一つだとするならば、この書き方はちょっと非常に誤解を生むんじゃないですかというふうに言いましたところ、そういうのがやはりいっぱい日本各地からその問題が来ているらしいです、問い合わせ等が。それで、今後、何というかな、また新たなワーキンググループとか、あるいは専

門者会議みたいな場でそのことを検討してもらおう方向でいるということをお電話口でおっしゃって
おりました。

はい、それでまた新たな、その何というのかな、もっとわかりやすい、もっと誤解を生むこと
のないようなものができることは期待しているのですが、ただ、もうそれはもう少し先の
ことですよね。今、昨年の広報さかき8月号のその意味内容、それを正確に伝える、住民の皆さ
んに周知させるという、そのこともやはり、先ほどからあれしている地元へ出かけて行って、そ
の話し合いが行われる、そのところにぜひそれを入れていただきたいと私は思いますが、そうい
うことは可能でありましょうか。お聞きします。

町長（山村君） 先ほど私が答弁させていただいた内容をほとんどお聞きになっていないんじゃないか
というふうに思います。先ほど申し上げたように、台風19号については、坂城町、大きな
被害ありました。それを踏まえて、検証作業をして新たな指針を出そうとしているんです。です
から、昨年8月の広報のことをいつまで言われても、それはもうだめだと思います。

それから、もう1つ言いますと、自主的な判断をすれば一番いいと、私はだめだと思います。
自分で判断材料、的確なものを100%持っているかといえば、そうではない。だから、先ほど
申し上げたように、例えば、坂城町で避難勧告出されたら、町全体出したとしても、例えば、南
日名の小宮山さんのあたりの家はそのままでいたほうがいいですよとか、それを先ほど申し上げ
ているページングで地区別にしっかり放送すると、そういうことをいろいろやろうしているわけ
ではございませんので、ご理解いただきたいと思います。

2番（小宮山君） 聞いていなかったわけではございません。今現在でも、やはりこないだのよう
な避難勧告を出された場合、必要最低限の持ち物を持って、避難所ですか、そちらのほうに移動
してくださいみたいなを出された場合には、それが本当に必要なかどうか戸惑う方が今のま
まだと数多くいるという、この事態を何とか思うのであります。

それで、今回、去年の改定の趣旨といいますか、肝というのは、それまでの行政指導の取り組
みを改善することにより防災対策を強化するという、そういう方向性を具体的に見直し、根本的
に見直し、住民が自らの命は自らが守る意識を持って、自らの判断で避難行動をとり、選択肢で
す。その正確な、的確な避難行動をとるために行政はそれを全力で支援するという、住民主体の
取り組み強化による防災意識の高い社会の構築を目指すものとされています。それで私もそれ
に同意するものであります。ぜひ、住民自らがその的確な避難行動をとれるように、そのために
は避難行動が立ち退き避難だというそのままで住民が認識していること、それに対する、そう
いうことではないんだということをぜひ知らせていただきたいと、それを要望いたしまして、私
の一般質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

議長（西沢さん） ここで、10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時57分～再開 午前11時07分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

次に、10番 朝倉国勝君の質問を許します。

10番（朝倉君） ただいま議長より発言の許可がありましたので、通告に従い、一般質問を行いたいと思います。

令和2年は、庚子の年であります。ちまたでは、今まで行ってきたことを継続、継承させ、さらに進化させるため、新たな環境や体制を整える年といわれ、生い茂る繁栄という意味があり、新しい令和時代とともに反省や検証を踏まえつつ、継続して物事を進化させ、さらに発展、チャレンジできる年、こんな希望を年初にいただいてスタートいたしました。

しかし、ご案内のように、新型コロナウイルスの世界的な拡散により、極めて深刻な事態にならないか心を痛めているところでございます。この新型コロナウイルスは、新しく未知なインフルエンザといわれ、現在まだ治療法や特效薬が、現在では研究段階のため先の見えない状態でございます。そのため、私たち一人一人ができる限り国や医療機関の専門家の指示を実践して、1日も早く国難に至らないように国民一人一人が最善の努力をして克服をしていかなければならないと考えておるところでございます。

町といたしましても、町長の指揮のもと、全組織を挙げて早期に解決のできる対応をぜひこの場からお願いしたいと考えておるところでございます。

前置きはそのくらいにして、今回の質問に入りたいと思います。

第1点の質問は、昨年10月12日、13日にわたり、台風19号が東信、北信地区に大きな被害を発生させました。この台風は100年に一度といわれるほど強烈な台風でありましたが、当町におきましては、各所で経験のないレベルの被害が発生したとはいえ、他の地域に比べてまあまあよかった、被害が少ない、そんな状況でありました。現在は、その復旧に向け全力で努力をしているところでございますが、今日の質問は内水氾濫についてを提起して行ってまいりたいと考えております。

当町は、東西は山に囲まれ、南北は千曲川を中心にした平地であります。したがって、一級河川につきましても、東西の山から千曲川に注ぐ河川で、農業用水は南北の平地の水稻のかんがい用として利用され、最終的には千曲川に注ぐ状態であります。

このような状態ですが、今回の台風19号のように、千曲川の水位が危険水位を超えるように高くなりますと、千曲川の水位が、水圧が高くなるために、千曲川に水を注ぐことが困難になり、水門を閉ざさなければ逆流するというようなことで、山や用水、周辺から流れ出た水が、水路に沿って滞留しあふれたり、または上流へ遡上して内水氾濫となり、田畑や住宅への浸水となったわけでございます。昨年の19号でもこのようなメカニズムで災害が発生したのではないかと考えております。

台風19号では、当町の降水量が160ミリ前後で、上流の上田市、東御市に比べ、降水量が

少なかったことが幸いし、大がかりな災害発生には至りませんでした。世界的に発生している異常気象の条件下においては、いつ、このような19号に匹敵するか、ないしはそれを上回る集中豪雨や大規模な台風の襲来が考えられます。そのために、昨年被災をしてまいりました台風19号を基本に、今後、安心・安全なまちづくりを行っていくには、本格的に内水氾濫についての対応、検討が重要と考えておるところでございます。

以下、町の内水氾濫対策について伺いをいたします。

イとして、町内の一級河川、農業用水における内水氾濫について、どのような考え方を捉えておられるのか伺いたいと存じます。

ロとして、今後の減災に対する対策及び恒久対策について、どのような考え方があるか伺いたい。さらに、現在、町で提示されているハザードマップとの整合性についてどうなのか伺いたいと考えます。ご回答お願いいたします。

建設課長（宮下君） 1、内水氾濫について、イ、町内の一級河川、農業用水における内水氾濫の状況はご質問のうち、私からは町内の一級河川についてお答えいたします。

昨年10月の台風19号（令和元年東日本台風）豪雨水害では、千曲川の各水位観測所では観測史上最高水位となる記録的な洪水となり、長野市穂保地区で堤防が決壊したほか、堤防の越水氾濫や内水氾濫による家屋の浸水、流失など流域全体に甚大な被害が生じたところです。

町内の一級河川の現状はどうかというご質問ですが、町内の県管理の一級河川は日名沢川、御堂川、谷川、福沢川の4河川あり、今回の台風19号では千曲川は記録的な洪水となりましたが、町内の総降水量が150ミリほど、これは南条小学校の雨量計数値でありますけれども、であったこともありまして、一級河川の越水などによる被害は生じなかったところであります。

一級河川の整備状況ですが、町では、毎年管理者である千曲建設事務所と地域づくり懇談会を開催し、地域から要望のありました河川のしゅんせつ、砂防要望箇所を現地調査する中で、計画的に整備を行っていただいております。4河川の河床、断面などの河川整備率は県平均を上回っているとお聞きしております。

昨今の河川工事の状況ですが、住宅地での越水を防止するためには、河道内にたまっている土砂や支障となる立木の除去が必要であることから、県では、平成30年度から国土強靱化・防災緊急3カ年対策等により、集中して4河川の堆積土砂の除去を実施しており、その総延長は2,850メートルとなっております。また、日名沢川、御堂川では併せて支障木の撤去を実施したところです。

さらに、上流からの土砂流出を未然に防ぐことで、河道内の支障となる土砂の低減を図るため、御堂川、谷川、福沢川の支川において堰堤など砂防施設の整備を進めておりますし、御堂川に水位計を設置していただいたところであります。

また、工事以外においても、本年5月に予定している水防訓練においては、千曲建設事務所に

木流しなど水防工法の講師をお願いし、実施する予定となっております。

このように県においても、坂城町の防災・減災対策に積極的に取り組んでいただいておりますので、町としましても、引き続き県と協力、連携体制の強化を図る中で、安心・安全な地域づくりに向けた減災対策を進めていきたいと考えております。

続きまして、口、減災対策及び恒久対策はについてお答えいたします。

今回の台風において甚大な被害が発生した千曲川水系における減災対策につきましては、ご質問のように、国、県との連携や流域市町村との連携を図る中で、信濃川（千曲川）流域全体での対策が重要であると考えております。

12月議会においてもご答弁いたしましたが、台風19号により甚大な被害が発生したことを受け、昨年11月29日に信濃川水系（千曲川）緊急治水対策会議が県庁において開催され、国、県及び県内千曲川流域の41市町村で緊急治水対策プロジェクトの検討を始めました。

このプロジェクトは、今回の台風による千曲川水系の大被害を踏まえ、流域全体の安心安全な暮らしの確保に向けた取り組みを緊急的に実施する必要があることから、河川整備などによるハード対策と地域連携によるソフト対策を一体的かつ緊急的に進めるため、今後5カ年にわたり沿線市町村等の関係者で組織する信濃川水系緊急治水対策会議を開催し、流域が一体となった治水対策を取りまとめていくものです。

1月24日に開催された第2回信濃川水系緊急治水対策会議（千曲川水系）におきましては、日本一の大河、上流から下流まで流域一体となった防災・減災対策の推進を目指した信濃川水系緊急治水対策プロジェクト（案）が示されました。

今回のプロジェクト（案）では、大きく3つの取り組みが示され、1つ目としては、堤防の強化、整備、河道掘削による洪水流下断面の拡大、遊水地等の洪水調整施設の整備などの被害の軽減に向けた治水対策の推進。

2つ目としては、ため池等の既存施設の補強など雨水貯留機能の確保及び施設の整備、支川水路における氾濫抑制等など、地域が連携した浸水被害軽減対策の推進。

3つ目としては、マイ・タイムラインの普及などの防災教育や防災知識の普及などの減災に向けたさらなる取り組みの推進となっており、関係機関が連携してこの取り組みを実施し、おおむね5年間で、「再度災害防止・軽減」、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指していくというものです。

町におきましても、このプロジェクト（案）に基づき、流域市町村と連携して事業を進めていくとともに、これまでも毎年、国土交通省に千曲川の未完成堤防の早期整備などを要望し、堤防護岸の補強や樹木の伐採による河道掘削などを行っていただいているところですが、今回の台風の被害を鑑みの中で、引き続き、国、県、沿線市町村と連携を図り、さらなる千曲川治水対策の整備促進を強く要望していきたいと考えております。

また、ハザードマップにつきましては整合性はとれているものと考えておりますが、県において、県管理の河川について浸水想定区域図の作成をする予定となっております。町内の4河川につきましては、令和3年度から4年度にかけて作成予定とお聞きしておりますので、その時点で必要な見直しを行っていきたくと考えております。

商工農林課長（大井君） 内水氾濫のご質問について、農業用水における内水氾濫の状況と減災対策及び恒久対策についてお答えをいたします。

台風19号被害による農業用水の内水氾濫の状況について、どのように捉えているかのご質問でございますが、昨年10月12日は、台風の接近に備え、千曲川から取水をしている用水路について、取水の停止や幹線水路の水門の開閉状況を確認するためパトロールを行い、台風に伴って用水路が雨水を受けられるよう対応をしておりました。

台風が近づくにつれ、雨脚も強まり大量の雨水が用水路を流れ、初めは千曲川へ排水されておりましたが、千曲川の上流で大量の雨が降ったことにより、時間が経過するにつれ千曲川の水位より用水の水位が低い状態となり、千曲川へ排水ができない状況となってまいりました。

さらに、千曲川の水位が上昇することで用水に逆流が発生し、千曲川の水が流入し被害を起こすことを防ぐため、水門を閉めざるを得ない状況となり、その結果、堤防の外側に水がたまり、内水氾濫を起こした箇所が町内に数カ所ございました。

また、水門を閉める際は少しでも雨水がたまることを防ぐため、消防団と連携して排水作業を行っており、バラ公園南側の水門周辺では消防団の約半数が、千曲川が急激に増水する中、夜遅くまで排水作業を行っていただきました。

このように台風が接近する前に、できる限り事前の対策を行い、消防団と連携して排水作業に徹してまいりましたが、今回のように広範囲で大量の雨を降らす台風の影響による千曲川の増水への対応は、大変難しいと考えているところでございます。

次に、減災対策及び恒久対策といたしましては、台風などの大量の降雨の対策として、埴科郡土地改良区及び六ヶ郷用水組合と連携を図り、幹線水路を排水路として使用することにより、住宅地などに雨水がたまらないよう対応をしております。

また、引き続き消防団との連携を図って排水作業を行うとともに、用水路及び用水路沿いにある沈砂池の土砂撤去などの維持管理を徹底、また老朽化した用水路の計画的な更新をするなどの対応を図ってまいりたいと考えております。

10番（朝倉君） 内水氾濫について、河川、一級河川並びに農業用水の関係についてお答えをいただきました。

特に農業用水の場合についてはご説明がありましたとおり、千曲川の水位より低いということで、千曲川の水位が高くなれば、当然、今のような状態が起きるわけでございまして、10月12日、13日にかけて報告にありましたとおり、地元の消防団並びに職員の皆さんに本当に昼

夜を問わず減災対策に努力をされたということに対しましては、この場を借りて感謝、お礼を申し上げたいというふうに思っております。一方、被害に遭遇されました皆様にはこの場をお借りしてお見舞いを申し上げたいと、こんな形でおります。

回答を得られないわけですが、やはり特定の場所が集中豪雨とか、あるいは雨量が極めて高い状態になりますと、坂城町内においても内水氾濫が当然引き起こしてくるという実態はあるわけですので、減災対策について、やはり長期的な視野から検討していただくということをご希望したいと。特に、ハード面になってくるのでお金がかかるということになりますので、町単独ではちょっと厳しい要素もございますので、ぜひ関係機関と連携をとる中で、対策をひとつご検討いただきたいということをお願いして、次の質問に入ります。

2つ目の質問は、土地利用についてでございます。

町の地理的な状況は、総面積のおおむね70%は山でございまして、しかも町の中央の平地には南北にわたって千曲川が存在しておる関係で、有効に利用できる面積は誠に少ないという現状でございます。

このような中ではありますが、先人の皆様は商工農のバランスのとれた田園工業地帯を標榜され、知恵を絞って土地の利用を考え、現在の町の発展をつくられてきたというふうに考えておるところでございます。

しかし、時代が進んだ現在、町の有力企業も事業の拡大を計画をしていますが、なかなか近隣の土地の拡張ができないということで、残念ながらやむを得ず町外に工業用地を求めざるを得ないという実態が最近出てまいっております。誠に残念なことだというふうに考えておるところでございます。

現在、町においては、そういうような対応を含めて、工業団地の造成に鋭意努力をされていることは承知しておりますけれども、着手してから利用できるまでにいろんな法的制限ということがありまして、時間がかかってしまっているということにはちょっと気がかりなことであります。

町の今後の発展を考えると、土地利用について、農工商のニーズを捉え、限られた中の土地ではありますけれども、英知を絞った土地利用の検討をする必要があるということ、痛切に今考えていかなければいけないことだと思っております。

私もそのようなことから、再三、この議場で土地利用について検討の提案をし、前向きにやっていますというような回答をいただいておりますけれども、目に見えた動きが出ていないということは残念であります。

いずれにしましても、今後、町の発展のカギは、土地利用の政策をいかに県、国に対して、町のランドデザインを提示して、着手から具体的に利用できるまでに、できれば二、三年程度に調整期間がある中で土地利用ができるようなことができれば、大変ありがたいし、また、今の現状から将来の発展をつくり出す大きな要素といっても私は過言ではないというふうに思っております。

ところでございます。

そこで、提案でございますが、今工事が進んでいる18号バイパス、インター先線のインフラ整備や4月1日より施行されます農地の取得制限の改正等をこのタイミングを捉えて町長の3期目の公約でもあります、今後の坂城町の100年の将来の発展を描いた土地利用の考え方について積極的な議論をして、そしてまた、県、国との関係機関と調整を図って、あまり時間をかけずに私どものニーズに対応できる土地利用ないしは国土利用計画の策定をぜひ進めていただきたい、こんな思いしております。

そんな思いから、イとして、インフラ整備が始まる中で、今後、町の発展をするための土地利用についての考え方についてどのような考え方があるか伺ってまいりたいと思います。

ロとして、長期総合計画の策定のタイミングにあたります。それにあたって、土地利用についての位置づけをどのように考えて実行していくのか伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

町長（山村君） ただいま、朝倉議員さんから土地利用についてということでご質問をいただきました。

冒頭、ご質問にもありましたけれども、当町は周りを山々に囲まれた盆地であり、中央を流れる千曲川の東西に広がる土地を中心に住宅や農地、工場など、生活と産業が融合しながら歴史あるものづくりの町として発展したところであります。

また、農業面では、昼夜の寒暖差を生かしたりりんごやぶどうといった果樹類に加えまして、特産品として定着したねぎみ大根などの伝統野菜、最近では新たにワイン用ぶどうの栽培を拡大するなど、町特産の農産物の生産拡大に向けて取り組む中で、優良農地の確保も図ってまいったところであります。

同時に、戦後から県内有数のものづくりの町として、製造業を中心に多くの工場、事務所が軒をなし、町の主力産業として内外が認めるところになってきております。工業は町の財政にも大変大きな役割を果たしてきており、住工混在の解消や規模拡大に向けた工業団地整備による工業用地としての土地利用も積極的に進めてきたところであります。また、現在も新しい工業団地をつくるということで進めております。

そうした中でありますが、工業の発展に伴う事業規模の拡大や土地利用の見直しへの対応といった部分においては、限られた町土の中で自然環境や住宅地などとの調和を保ち、法的規制との整合や調整を図ることを要する中で、案件によっては時間を要したり、実現が難しいという場面があることも事実であります。

先ほどお話ありました、今後、町の交通インフラの骨格をなす国道18号バイパスや坂城インター先線が完成し、さらには坂城インターと国道18号バイパスが繋がると、広域道路として交通量や交通体系、また製品の出荷、搬入といった輸送の形も大きく変わることが予想され、町

の様子も大きく様変わりするものと想定されるところであります。

これにより、沿線の土地利用の需要も今とは変わり、開発のニーズも広がっていくものと考えられるところでもあります。将来的に地域の発展とまちづくりを進めていく上においては、この交通インフラの整備が一つの大きなきっかけになるものと捉えているところでもあります。

また、土地利用全体としては、今後、少子化、高齢化が進んでいくことにより、増えていくことが予想される耕作放棄地、荒廃農地や空き家となっている住宅地など、活用されていない土地の把握に努める中で、それらの土地を有効的に活用する手立ても検討することが必要となっているところと考えております。

こうした状況も踏まえる中で、今後の町の土地利用につきましては、将来的な町のあり方や施策展開を具体的にイメージしながら、町の発展や町民の暮らしやすい利用に向けてさらに検討をしていく必要があるものと考えているところでもあります。

次に、ロ、長期総合計画策定に当たっての土地利用の位置づけはについてであります。令和3年度から10カ年のまちづくり施策全体の計画である第6次長期総合計画策定に併せまして、町の土地利用の基本構想である国土利用計画についても次期計画の策定を進めているところでもあります。

この坂城町の計画、国土利用の基本理念に即して、自然環境の保全を図りつつ、均衡ある町土の利用を目的として定めている計画であります。

県におきましても、県全体の土地利用に関して同様の計画を策定しているところであり、町の計画の基本とされておりますところから、お互いの整合が求められるところでもあります。

町の国土利用計画の策定にあたりましては、将来的な町の情勢や長期総合計画における各分野の施策内容を踏まえることに加え、農業振興地域整備計画や都市計画など各個別計画の内容も踏まえ、相互に調整を図る中で進めてまいりたいと考えております。

また、県とも十分に協議を行いながら、地域の自然や社会、経済、そして文化といった条件に配慮しつつ、均衡ある土地利用を基本とした検討もまた重要であると考えております。

いずれにしましても、当町は限られた町土の中で北信地域と東信地域の結節点として、歴史文化や産業といった部分において両地域で様々な交流がされてきており、歴史的に特色あるまちづくりが進められてきたところでもあります。

そうした中で、土地利用についてもその時代時代に応じて変化してきているところであり、先ほども話がありました国道18号バイパスをはじめとした今後の広域道路の延伸や新たな工業団地の造成といったインフラの整備、産業分野の変化などに対応しながら将来を見据え、機を逸することなく、取り組んでいきたいと考えております。

まさに令和2年度には各種の数多くの計画をつくるという時期にありますので、絶好のチャンスだと思っておりますので、議員の皆様方のご意見も聞きながら進めていきたいというふうに思

っております。

10番（朝倉君） ただいま町長からインフラ整備を基点にした計画の策定ということの答弁をいただきました。まさにそのとおりじゃないかというふうに考えております。

今朝、私が議場に来る前にうれしい光景を見てきたんですが、国道バイパスで田んぼのあぜを壊して、新しい用地買収した田んぼの水を引く工事が始まったんですよ、町長。そんなことで、そんな動きもありますし、今、私どもの坂城の町全体を考えると、本当に狭い土地でございますので、工場の大きな誘致だとか、あるいは複合施設だとか、スーパーを誘致しようというようなことを考えてみても、ほとんど法的な制限と立地条件が合致するということは本当に少ないというようなことで、土地利用の段階において、私は現状においては飽和状態だというふうに思うんですね。

そういうことからすると、今お話にあったように、このインフラ整備が、私は一つのこれから町の発展に向けた大きなインパクトを上げる、作り上げるターニングポイントのような気がいたします。ぜひ、このポイントを逃がさないように、しっかりと計画を作って押し進めていくようなことを、私どもも頑張っただけでございますので、よろしくお願いをしたいというふうに考えております。

それでは、3番目の質問に入ります。

新型コロナウイルス対策についてでございます。

中国の武漢から発生いたしました、今全世界的にパンデミック、大流行が世界規模で展開し、終息に向けた戦いが各国で総力を挙げて対応されていることはご案内のとおりでございます。

しかし、現状は、先ほど冒頭申しましたように、治療法や特効薬のない中で感染スピードがほかのインフルエンザに比べてどうもスピードが速いというようなことで、新型コロナウイルスに対しては手をこまねいていると取り返しのつかないような事態を招くのではないかとこのことを心配しております。

この際、国、地方公共団体が一体となって連携して、本当に国難に至らないような対策を考えることが重要でありますし、速やかに収拾できるような努力を、私ども努力をしていかないとはいけないというふうなことを考えているところでございます。特に、私ども町内には、先ほどもありましたとおり、製造業の町ということで多くの企業の皆さんが頑張っておられます。

今日、さっき出掛けにテレビを見てまいりますと、株価が2万円割れをして円レートが102円ということで、このまま推移するとリーマンショックの再来というようなことが懸念されるわけでございます。

私は、このコロナウイルスに対しては、何としても余り傷を負わないような形で坂城の製造、いわゆる企業の皆さんに町として対応していただきたいということでこの質問に入るわけでございますが、政府としても、今回の事態に対していろんな施策を提示されております。町といたし

ましてもこの施策を本当に有効に使っていただいたり、あるいはまた町長の決断をいただいているような手立てをする中で、中小企業の多い町でございますので、何としても倒産だとかそういう悲劇じゃなくて、継続した経営ができるような形をとっていただくということを、私、お願いしたくて、今回、このテーマを取り上げたところでございます。

いずれにしても、状況としては、刻々中身が変わってくると思うんですけども、日本の場合は、わかりしイタリアや韓国等に比べると感染率がそんなに爆発的に増える状態じゃないんで、やり方によってはそんなに傷が負わなくてもいいとは思いますが、何せ世界の部品の工場では中国というところで発生したということで日本の各企業もサプライチェーンの混乱というようなことで、竹内製作所も大分苦慮されているようでございますが、いろんなところで、私どもが想像しないような事態が起きるような気がするんですね。そんなようなことで情報を、特に関係の課においては耳を立てていただいて、的確な対策が逐次できるようにひとつ支援をお願いしていただきたいということで、特に情勢が変わる中では答弁を求めてもなかなか難しいかとは思いますが、何か決意がありましたら、担当課長で結構でございますので、お聞きをしたいというふうに思います。よろしくお願いたします。

商工農林課長（大井君） 決意というものじゃございませんが、新型コロナウイルス対策についてのご質問にお答えをさせていただきます。

中国湖北省武漢市において、新型コロナウイルスによる肺炎患者の発生が確認され、中国国内をはじめ海外各国や国内でも感染が拡大しており、企業等の生産活動や経営への影響が懸念されているところでございます。

また、町といたしましては、坂城町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、感染防止対策や注意喚起、情報提供など総合的な対策を実施して、住民の皆様や町内事業所の皆様の安全と安心を確保するため、努めているところでございます。

この新型コロナウイルス感染症の影響を受け、町内の一部事業所からは中国からの原材料の調達が難しく、また、中国に加工部品を送っても現地の事業所まで届かないといった状況が続き、経営状況にもその影響が出始めているとお聞きをしております。

また、中国国内においては、春節に伴い帰郷した従業員が、現地の市や町の閉鎖や公共交通機関の運行停止など、帰郷した家から戻れない状態が現在でも続いている地区があり、従業員が本来の6割から7割しか集まらず、町内から進出した企業や関連企業でも生産活動に影響を受けているとのお話もお聞きしております。

ご質問のありました新型コロナウイルス感染症の影響による企業の支援として、感染症の影響を受けている事業者を対象に、サプライチェーンの毀損等に対応する設備投資や販路開拓に取り組む事業者を優先的に支援する国の各種補助事業がございます。

補助事業には、ものづくり・商業・サービス補助金や持続化補助金などがあり、それぞれの補

助金の採択において、感染症の影響を受けながら生産の向上に取り組む事業者に対しては、補助事業が採択されやすくなるような仕組みも講じられております。

ものづくり・商業・サービス補助金につきましては、例えば、感染症の影響を受け、部品調達が困難になり、自社内で部品の生産を行うため、設備投資を行ったり、また感染症の影響を受けている取引先から新たな部品供給の要請を受け、生産ラインの新設や増強を行う場合などの設備投資が補助の対象となります。

また、持続化補助金では、小規模事業者の販路開拓等の取り組みを支援するため、小売店が新型コロナウイルス感染症の影響による需要の減少を踏まえ、店舗販売の縮小分を補うため、インターネット販売の強化を図る場合などが補助事業の対象となります。

雇用面では、国による雇用調整助成金により、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して教育訓練や出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合、賃金等の一部の助成などをするものでございます。

今回は特例として、観光客の減少の影響を受ける観光関連産業の事業主の方や、部品の調達、供給等の停滞の影響を受ける製造業なども幅広く特例措置の対象としております。

町といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業所などに各支援機関などが創設、拡充した支援策や補助、助成等を有効的に活用いただくよう周知や相談に対応してまいります。

また、商工会やハローワーク、県及び金融機関、中小企業関連団体などとも協力して支援に努めてまいりたいと考えております。

10番（朝倉君） ただいま支援策について回答がございました。どうか、ひとつ中小企業の皆さんに寄り添った、タイムリーな支援をぜひお願いをしておきたいというふうに思います。よろしくお願いたします。

それでは、このコロナウイルスの関係でちょっと、もう1つお願いがあるんですが、このようなコロナウイルスのような事件を手玉にとって悪質な詐欺やデマ等が非常に横行しているというようにテレビで放映されております。誠に私は怒りを持っておるところでございます。

このような事件に対しては、やはり町として厳正な毅然とした態度をとっていく必要があるかというふうに考えておりますので、関係機関と連携の中で厳しい対応をぜひひとつお願いして、町民の皆様が被害に遭わないような配慮をぜひお願いしておきたいと思っております。

まとめに入ります。

今議会は、令和2年度の予算議会であります。上程された予算では、法人税の改定もあり、また世界的な景気の下振れの影響もある企業もありまして、利益のマイナスということがありまして、町税全体の計上は、前年比約7%減少しているということでございます。この減少は、国際的な景気減速の影響の要素も含まれているということをやむを得ない部分もあるんですけれ

ども、今後、町の経営に対しては、コロナウイルスのちょっと突然の襲来によってどのくらいの収束がかかるかというようなことも判断の尺度になるわけですが、町の経営としてもやはり注視した考え方を持っていかなければいけないという事態になってくるのではないかというふうなことを考えます。そういう意味で、先ほども経済の下振れに対して、町の中小企業の皆さんに寄り添った対策を行うことによって、町の経済があまり深刻な事態にならないように、ぜひ、私ども総力を挙げて対応していかないといけないということを肝に銘じておかなければいけないということを考えているところでございます。

また、ここリーマンショックから経済を何とかいろいろ立ち直らせて、新規に社会に出る子ども達が本当に職業の選択が自由にできる、そんな時代が来たわけでございます。このコロナウイルスによって、私はその環境が崩れることを本当に危惧しておるわけございまして、やはりこういうことが継続して維持できるということが一番重要なことだというふうに思っておりますので、町長さん含めて町の総力を挙げてこの事態に対応できるようにお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

議長（西沢さん） ここで、昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午前11時54分～再開 午後 1時30分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

5番 中島新一君の質問を許します。

5番（中島君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今、世界を巻き込む人類初のウイルスが猛威を振るっております。長野県内でも、9日現在、感染者3名、そのうち、1名は無症状と発表されております。この新型コロナウイルス感染症の拡大を世界全体で防止するため、各国で様々な対応がなされております。政府でも、それに対する法整備や対応策、また、支援策が報告されている中、この感染症に対しての現在までの確かな情報と知識を我々一人一人が共有し、これからの対応を考えていかなければなりません。

それでは、質問に入ります。

新型コロナウイルスについてということで、イの町の対応策はについてでございます。

先にも、同僚議員より質問の中でお聞きしておりますので、重複するとは思いますが、日々更新される検査手法、感染者情報、予防対策、経済支援対策など、様々な情報をお伝えし、緊張感の中にも安心感を届けることが住民の皆様への予防への呼びかけとご協力をいただく上では必要不可欠だと思います。我々もしっかりと情報を共有し、協力していくという中で、町のコロナウイルス対策本部も設置されたということなので、その対応策などをお聞きいたします。

そして、ロの事業所への支援についてでございます。

坂城町の産業を支えている事業所でも、この新型コロナウイルス感染症での経済に対します影

響が出てきております。特に飲食店、小売店などは、この時期、歓送迎会のシーズンでもあり、宴会などのキャンセル、また、学校休校等による食材の取り消しなどがあり、それらは各事業所での企業努力の中で対応しながら耐え忍ぶ状況で、その損害は、これからの経営、また、資金繰りに影響を及ぼし、深刻化が懸念されます。

さらに、一部の製造業におきましても、先の台風災害からの生産が回復傾向の中、この度の感染症での海外企業の休業などでの供給連鎖の影響を受け、生産が減少しつつあるところもございます。これらの企業に、国や県、そして、町の対応策の中で、お手伝いできる支援策や相談できる窓口をお聞きいたします。

以上、イ、ロについてお聞きいたします。

福祉健康課長（伊達君） 1、新型コロナウイルスについて、私からは、イの町の対応策はのご質問についてお答えいたします。

世界中に感染が広がっている新型コロナウイルスは、昨年12月以降、中国湖北省武漢市で発生した原因不明の肺炎患者から検出された新種のコロナウイルスのことで、人に感染するコロナウイルスとしては、これまでのサーズ重症急性呼吸器症候群コロナウイルス、マーズ中東呼吸器症候群コロナウイルスなどに加え、7種類目のコロナウイルスとなります。新型コロナウイルスに感染した人は、ほとんどが無症状ないし軽症とされていますが、症例からは、発熱や持続的な呼吸器症状、強い倦怠感などが特徴として挙げられ、一部では、重篤な肺炎症状や死亡例もあり、特に高齢の方や糖尿病、心不全、呼吸器疾患等の基礎疾患のある方は注意が必要とされております。

判明しております感染経路といたしましては、飛沫感染と接触感染があり、日常の感染予防には、石けんによる手洗いやアルコール消毒液による手や指の消毒をこまめに行うこと、人混みの多い場所を避けること、他の人に移さないための咳エチケットなどとともに十分な栄養と睡眠をとり、免疫力を高めていただくことも重要と考えております。

ご質問の町の対応策につきましては、これまでの国及び県の動向とあわせてお答えいたします。

日本国内では、本年1月15日に武漢市に滞在歴のあった方から初めて感染が確認されて以降、連日のように新たな感染者が確認され、厚生労働省では、現在の状況を大規模な感染拡大が認められる地域はないものの、複数の地域で感染経路が明らかでない患者が散発的に発生しており、一部地域には小規模の患者クラスターが把握されている状態としております。

国では、1月21日と24日の関係閣僚会議、県では、1月17日と24日の庁内連絡会議において、感染状況や各省庁、部局の対応状況などの確認が行われ、国は1月30日、県は1月29日に、それぞれ対策本部が設置されたところです。

町におきましては、1月28日に手洗いや咳エチケットなどの感染予防対策や相談窓口となります県の長野保健福祉事務所の連絡先等を町ホームページに掲載するとともに、1月31日には、

理事者及び各課課長等による第1回目の対策会議を開催し、庁舎出入り口へのアルコール消毒液の設置や窓口対応職員のマスク着用などの確認を行い、「坂城町すぐメール」により町民の皆様にも感染予防の周知を開始いたしました。

2月に入り早々の1日、国では、新型コロナウイルス感染症を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、いわゆる感染症法に基づく指定感染症に指定し、必要に応じ、都道府県知事による就業規制や入院勧告、入院措置の実施、公費による適切な医療の提供など、法的な対応を含めて、感染拡大の防止と感染者の重症化防止の取り組みが進められることとなりました。

長野県内で、初めて感染者が確認された2月25日、国では、クラスター感染の連鎖を防止し、感染の増加スピードの抑制を主眼とした、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を定め、県でも感染予防の取り組みを県民及び滞在者の皆様へのお願いとして呼びかけるとともに、感染拡大の防止に向け、県主催のイベント・行事の開催基準が決定されました。

こうした中、町におきましても、2月26日に第2回目の対策会議において、今後の方針等を確認し、翌27日に町長を本部長とする坂城町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置、合わせて、町民の皆様や町内に滞在されている皆様に向け、新型コロナウイルス感染症への感染防止に向けたお願いとして、個々での感染防止対策、集団感染の防止対策、重症化しやすい方の対策、町のイベント・行事の開催基準などをお知らせし、さらなる感染防止の取り組みに対し、ご理解とご協力をお願いしたところでございます。

また、28日には、第1回目の対策本部会議を開催し、町民の皆様や各種団体等への感染防止に向けた取り組みの周知、町主催のイベントや行事の開催基準の確認と各課の対応状況、町内小中学校の一斉臨時休業の対応等について情報を共有するとともに、状況の変化に応じて、随時本部会議や連絡会議を開催する旨の確認を行ったところでございます。

現在、町では、町ホームページのトップページに、新型コロナウイルス関連情報のコーナーを設け、相談先や、中止・延期となった行事等一覧、小中学校の一斉臨時休業等をまとめて掲載し、随時、新しい情報に更新しながら、情報提供に努めているところでございますが、新型コロナウイルスに関する状況は、法整備の動きであったり、各種支援策など日々変化しておりますので、今後においても、国や県の情報、動向を的確に把握し、適切な対策と町民の皆様への迅速な情報提供に努めてまいりたいと考えております。

商工農林課長（大井君） 事業所への支援についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業所への支援策についてお答えを申し上げます。

今回の世界的な感染症の拡大を受け、事業所などへの影響が懸念されることから、国や金融支援機関など、それぞれの関係機関において支援制度の拡充や特例措置などが設けられております。

まず、運転資金などの資金面の支援といたしまして、セーフティネット保証制度がございます。このセーフティネット保証とは、取引先企業等の倒産や事業活動の制限、災害、大規模な経済危機等による経済の安定に支障を生じている中小企業等について、通常の融資の限度額まで利用している場合でも、セーフティネットの認定を受けた場合には、さらに別枠での融資を受けることが可能となる制度でございます。

また、セーフティネット保証の対象者は、その業況が悪化する原因により、1号から8号まで分けられており、今回の新型コロナウイルス感染症に伴うセーフティネット保証は、4号と5号が適用されております。

セーフティネット保証4号につきましては、自然災害等の突発的災害の発生により売上等が減少している中小企業を支援するための措置で、認定するエリアを限定して指定するものですが、今回の新型コロナウイルス感染症は、国内全域の突発的な災害とみなされ、今月2日に、国から全都道府県が指定されております。

また、セーフティネット保証5号は、全国的に業況の悪化している業種の中小企業を支援するための措置で、今月3日に、特に重大な影響が生じている食堂やレストランなど、40業種が追加され、合わせて、192業種が国からの指定を受けているところでございます。

このセーフティネット保証を利用するためには、町から、セーフティネット対象事業者の認定を受けることで、別枠の融資を受けることが可能となり、町からは、貸付けに係る保証料の補助を受けることができます。

次に、日本政策金融公庫が行うセーフティネット貸付では、貸付要件が緩和され、特例措置として、売上げの減少といった数値的要件に関わらず、今後の新型コロナウイルスの影響により業況の悪化が見込まれる事業所も含めて融資が受けられるよう措置がされております。

さらに、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している飲食店及び喫茶店などで、例えば、最近1カ月の売上げが、前年または前々年の同期比と比較して、10%以上減少しており、かつ、今後も減少が見込まれるが、新型コロナウイルス感染症の影響が終息して再び業況が回復することが見込まれる場合、衛生環境激変対策特別貸付制度による貸付けが日本政策金融公庫から受けられることとなります。

また、国では、新たな助成金制度として、事業所等においても、感染拡大を防ぐため、小学校などの休校に伴い、保護者が休職し、所得が減少した場合、正規、非正規を問わず、年次有給休暇とは別に有給休暇の取得ができるようにした場合、休暇中に支払った賃金相当額を企業に補助する制度を創設してございます。

今後も、国などの関係機関が支援策を整備・拡充することが想定されますが、支援が必要な事業所が利用できるよう周知や連携などに努めてまいります。

続きまして、相談窓口についてでございますが、現在、国の要請により中小企業関係関連団体、

支援機関、政府系金融機関など、1,050カ所に窓口を設置して、経営相談に対応しております。

県内では、県や県中小企業振興センターをはじめ、保証協会や商工会連合会などにおいて相談窓口を開催しております。

当町におきましては、町内事業所から相談等がある場合、商工農林課が窓口となりお話を伺う中で、商工会やハローワークなど関係機関と連携して対応してまいりたいと考えております。

また、今回の新型コロナウイルス感染症に対応するため、様々な補助制度や支援策が創設または拡充されておりますので、町内各事業所等に周知してまいりたいと考えております。

5番（中島君） 各担当課長より明確にお答えいただきました。

町では、対策本部が27日に、早期ですね、早期に対応策や支援策など様々な部分から取り組み、情報発信がされていくことがわかりました。

また、先の台風災害からの各支援策に対しましても対応されている中、この度の新型コロナウイルス感染症に対しましても、各事業所への多種類の経済支援策また相談なども、町では商工農林課の窓口でしっかり対応していく、いただくということがわかりました。確認できました。とりわけ、中小企業、零細企業には、きめ細かい対応をお願いしたいと思います。

また、この度の学校の臨時休校の対応におきましても、保護者の皆様をはじめ先生方やそれに携わっておられる方々とともに、協力と連携をいただきながら対処され、この感染症の拡大を抑えようと皆で尽力されていることに敬意を表します。

さて、連日感染者が増加していきますが、厚生労働省の調べでは、3月9日現在のクルーズ船チャーター便を除く全国の感染者数は487名で、そのうち、症状の出た人が438名、症状の出ない人が49名、お亡くなりになった方が7名、症状に出た人で退院した人が86名と発表されております。

このように、回復して退院されている方々もいるという現状もございます。予防策といたしましては、今、マスクが不足しておりますが、全国マスク工業会をはじめ厚生労働省、経済産業省、消費者庁から、マスクは、こちらの表ですけれども、マスクは、風邪や感染症の疑いがある人たちに使ってもらうことが何より重要ですとお願いがされております。

また、政府では、官民連携して、毎週1億枚のマスクを消費者の皆様にお届けする。お届けするじゃないですね、済みません、間違えました。1億枚のマスクをお届けするという施策を打ち出しております。

そして、感染症拡大の予防策として、うがい、手洗い、咳エチケットの啓発も、町保健センターのほか、ステキさかき観光協会をはじめ、町内の様々な民間業界団体でも指導または注意喚起がなされております。中でも、ながの食品衛生協会坂城支部では、手洗いの重要性について、常日ごろ活動しており、昨年11月には、「わんぱく手洗い教室」と題して、坂城保育園におい

て、手洗いの大切さを園児の皆様に着ぐるみなどを用いて、わかりやすく、そして、楽しく教えている活動もしております。これにより、子ども達にも手洗いの意識が高まってきているとお聞きいたしました。

また、手洗い後の手を拭くのも、備え付けのタオルよりは使い捨てのペーパータオルをお勧めし、引き続き、小まめな手洗い、うがいを心がけていただきたいとご指導をいただきました。

さらに、一時的なトイレットペーパー不足も、町内の小売店に聞きましたところ、徐々に入荷が追いついてきており、商品が店頭に並び始めております。慌てず、必要範囲内でお買い求めいただきたいとのごことでございました。しかしながら、感染症対策への対応はこれからも続きます。町をはじめ広域で活動及び対応されていく医療関係者または行政をはじめ、地域ボランティアの方々におかれましても、十分に自分自身の健康にも留意していただきたいと思います。この人類初の感染症には一致団結して対応していかなければなりません。

それでは、次の質問に移ります。

2の千曲川バラ公園についてということで、イの駐車場についてです。

令和元年東日本台風から5カ月が経とうとしております。坂城町の千曲川河川敷内には、増水により様々な施設が被害に遭いましたが、現在は河川敷内に重機が多く入り、復旧工事が目に見えるように行われております。

鼠橋運動場、上五明坂城町運動公園などは、3月末に工事が完了し、また、堤防修復工事なども進んでいるところと、先の町長の招集挨拶にもございました。

そんな中、バラ公園の河川敷駐車場も被害に遭いました。5月下旬より行われている毎年恒例のばら祭りの開催に向けて、復旧工事、復旧状況をお聞きいたします。

そして、ロとして、ばら祭りについてでございます。

毎年、バラ公園で行われているばら祭りも、今回で15回目となるわけですが、節目の記念としての取り組みはございますでしょうか。

また、330種、2,300株以上のバラが毎年きれいに咲き、その公園内はばら一色という日本でも有数のバラ公園だと思います。その手入れと整備などは大変なご尽力かと思えます。各協力企業と協力団体との連携状況についてお聞きいたします。

そして、毎回課題となるばら祭りへのアクセス道路です。

千曲川右岸の堤防道路の利便性を図る方策などございますでしょうか。

以上、イ、ロについて、お聞きいたします。

町長（山村君） ただいま、中島新一議員さんから、2番目としまして、さかき千曲川バラ公園について、また、イとして、駐車場、この復旧状況、それから、ロのばら祭りについての取り組み、ご質問いただきましたので、順次お答えしたいと思っております。

昨年10月の令和元年東日本台風の千曲川の増水によりまして、河川敷内の鼠橋運動公園、上

五明の坂城町運動公園、消防ポンプ操法訓練場などに大きな被害をもたらしました。

バラ公園の河川敷駐車場、これは3, 530平米ありますけども、これにおきましても、土砂の堆積、流出によりまして、大きな被害が生じたところでございます。

町としましては、速やかに設計コンサルと現地調査を行い、県及び千曲川河川事務所と協議、調整を図る中で、12月議会定例会で補正予算をご審議いただき、1日も早い復旧に向けて、現在工事を進めているところでございます。

バラ公園駐車場におきましては、12月に国、これは関東地方整備局の査定官に現場を確認していただき、1月末に災害復旧事業の交付金の内示をいただきました。これを受け、町では、入札・契約手続を進め、現在急ピッチで復旧工事を進めておりまして、3月末には完了する見込みであります。

続きまして、口のばら祭りについてお答えいたします。

先般、開催されました中学生の模擬議会におきましても、ばら祭りのご質問をいただき、中学生がばら祭りに関心を持っていただいていることに大変うれしく感じたところでございます。

ばら祭りは、「ばらのまち坂城町」を町内外に発信するとともに、町民の皆様のばらに対する関心を高め、「町花ばら」の再確認とバラの普及拡大を図り、花と緑いっぱいのまちづくりを推進する大きな事業であります。

こうしたことから、町をはじめボランティア団体の「薔薇人（バラード）の会」、坂城町商工会、ステキさかき観光協会、ながの食品衛生協会坂城支部など、町内の多くの団体の皆様のご参加、ご協力をいただき、実行委員会を組織して開催しております。

昨年のばら祭りも大勢の皆様のご協力いただく中で、町内外から3万9千人の皆さんにご来園いただき、色とりどりに咲き誇るばらを楽しんでいただくとともに、ばらの町坂城のPRを広く町外に発信することができたところでございます。

ご質問の今回15回にあたりますけども、第15回ばら祭りに向けましては、1月に第1回実行委員会を開催し、役員体制、日程が決定いたしました。近年にない暖冬ということもあり、開花状況が心配されるところでありますけれども、今回も例年の日程と合わせまして、5月23日土曜日に開会、6月7日日曜日までの16日間を開催期間とすることとしております。

実行委員会におきましては、昨年開催した際に、来園された皆様からいただいたアンケート結果を踏まえる中で、実行委員会を構成する運営部会、技術部会、観光部会、販売・ふれあい部会において、現在の今回のばら祭りの運営、ばらの管理、イベント企画、飲食ブースの設営等について、それぞれ検討を進めているところでございます。

特にバラ公園のばらの管理につきましては、2月から「薔薇人（バラード）の会」の皆さん、あるいは、オーナー企業の皆さんに剪定作業等を行っていただいているところであります。

この3月30日には、第2回実行委員会を開催し、今年のばら祭りの具体的な内容が決定いた

します。様々な工夫を凝らす中で、区切りの第15回ばら祭りが昨年以上に盛会に開催できますよう、今後、町としましても、実行委員会の皆様と連携を図る中で準備を進めてまいります。

続きまして、堤防道路の利便性を図る方策はというご質問でございますが、ばら祭りの会場にあります、さかき千曲川バラ公園は、自然豊かな坂城町原風景千曲川と遠く北アルプスが眺望できるロケーションも重なり、来園された皆さんに大変好評をいただいております。このバラ公園は大望橋の千曲川右岸にありますので、車でのアクセスは国道から堤防道路を通行して、会場に向かうルートが主なルートとなります。

ばら祭り期間中は、国道、坂城インター線といった主要幹線道路に案内表示を立てて、看板やPR用ののぼり旗を設置し、公園までのルート案内を行っているところであります。

また、坂城大橋から大望橋までの堤防道路につきましては、千曲川河川事務所の管理道路であり、ばら祭り期間中はゲートの拡幅や信号機の設置等について、千曲川河川事務所にご協力をいただいているところでございます。

しかしながら、一級河川御堂川が千曲川に合流する地点は未完成堤防であり、堤内地の浸水被害を防止するためにも、築堤工の整備が必要であることから、町では、毎年この箇所につきまして、国土交通省に要望を行っており、先般も国土交通省水管理・国土保全局長に直接要望を行ったところでございます。引き続き早期改修について要望活動を積極的に行っていくとともに、堤防道路の利便性の向上を図る方策について、河川事務所と協議を行ってまいりたいと考えております。

いずれにしましても、町及び実行委員会においては、町の一大イベントであるばら祭りが盛大にできますよう、同時開催されます葡萄酒祭や鉄の展示館「光秀の頃の日本刀と武者絵展」などとコラボレーションを図る中で取り組んでまいります。皆様方におかれましても、ぜひ、バラ公園に来園いただき、第15回ばら祭りを一層盛り上げていただきたいと思います。

本日は、商工会青年部の皆さんに多数で、初めておいでいただきました。青年部の皆さんのご協力をいただき、ばら祭りを成功するようにはしていただけたらと思っております。よろしくお願い申し上げます。

以上であります。

5番（中島君） 町長よりお答えいただきました。

ばら祭り開催に向けて、各部署などの協力を得ながら準備が進んでおり、また、先ほどの町長の答弁からも、第15回ばら祭りへの期待が高まってまいります。

また、今、イベントの自粛など、日本中で制限されているわけでございますが、5月には現在の感染症が終息しており、数多くの方が来園していただけるよう願うところでもございます。

また、このバラ公園の手入れ、整備などを長年にわたり支えてくださっている「薔薇人（バラード）の会」をはじめ、協力団体の方々にも、この場を借りて感謝を申し上げながら、町とし

でも、さらなるサポートを考えていただきたいと思います。

坂城町には、ばら祭りをはじめ通年のお祭りとして、坂城駅前の立町・横町通りで行われています、町民みんなで作り上げる昼夜5千人以上の方々が参加し、50連もの踊りが集う、踊り連が集う町民祭り坂城どんどん、また、テクノさかき駅前で行われるテクノさかき工業団地組合とその企業そして行政とが協力して作り上げ、1,200人余りの人が参加して、コンサートや花火が打ち上がる、今年で、27回目を迎えるテクノさかき工業団地まつり、そして、町内外はもとより県外からも観光客が訪れる期間中延べ4万人ア余りが来園していただく、さかき千曲川バラ公園のばら祭り、この坂城町三大祭りの一つでもあるばら祭りをさらに、先ほどお聞きしましたが、コラボレーションなどのイベントなどを取り入れながら盛り上げて、これを世界に、長野県一のバラ公園として目指していくことが、これからの坂城町の観光業の活性化への道筋にもつながると思います。

しかしながら、千曲川右岸の堤防道路に関しましては、バラ公園の入り口がわかりづらいなど、利便性は常に課題になってきます。この期間のみ、千曲川河川事務所のご理解を得て、堤防道路を使用することができると思いますが、5年後、10年後を見据えた上で、この堤防道路の拡幅をさきの台風での教訓を得た中での千曲川の増水、また、ここ最近、全国での災害が激甚化する傾向を踏まえた減災対策のため、これからできる新工業団地増設によるトラックなどの物流の円滑化、また、それに伴う従業員の通勤、退社の交通量の分散化のため、令和4年度完成予定のA09号線が開通した後の懸案事項でもある、その先線へつながるアクセスの利便性向上に、そして、さかき千曲川バラ公園という企業、団体など皆様の手で作られている観光地への集客の拡大及び明確なアクセス道路としての役割を果たしていけるよう、花と緑の町、また、工業の町さかきのまちづくりへのさらなる発展を踏まえ、歩道付き対面交通のできる道路として、長期計画で考えていただくことを要望いたします。

それでは、次の質問に移ります。

3、景観についてでございます。イの屋外広告物についてです。

昨年の台風では、暴風また強風により、屋外広告物が落下していたり、倒れている箇所がございました。県の条例と町の規則の中での設置物の安全管理などの確認が必要になってきていると思います。そのあたりの指導と管理のお考えをお聞きいたします。

建設課長（宮下君） 3、景観について、イ、屋外広告物について、お答えいたします。

屋外広告物は、広告塔や袖看板、壁面利用看板、電柱などに設置される巻き付け広告などがあり、幹線道路沿いや市街地において数多く見受けられます。

この屋外広告は、道行く人々に様々な情報を提供するほか、町のにぎわいを演出する重要な役割を果たしておりますが、無秩序に氾濫すると町の景観や自然風景を損ねるほか、適正な維持管理を欠いた場合には、公衆に危害を及ぼす恐れがあります。

長野県の屋外広告物につきましては、県内市町村と協力、連携を図る中で、良好な景観の保全育成や公衆に対する危害防止などの観点から、屋外広告物法に基づき、長野県屋外広告物条例を設置し、適用範囲、禁止広告物、禁止地域、安全管理義務など定め、屋外広告物の規制や指導を行っております。

当町においても、県条例に基づき坂城町屋外広告物に関する規則を設置し、屋外広告物の適正な維持管理に努めているところでございます。しかしながら、近年、全国的に適切に管理されていない屋外広告物が見受けられ、平成28年には、建物に取り付けられた看板が落下し、歩行者を直撃する重大事故等が発生しております。

このような状況を受けまして、県においては、平成29年10月1日に屋外広告物条例を一部改正し、屋外広告物の管理者等設置または管理する者でありますけれども、管理者等は日常の補修、その他の管理に加え、風雨や経年劣化によって、屋外広告物に倒壊、落下の恐れ等が生じないよう定期的な点検、安全点検であります、を行うことが義務づけられたところであります。

また、この条例等の一部改正に合わせまして、安全点検の実施方法や記録様式を含めた長野県屋外広告物安全管理指針が策定され、屋外広告物を設置及び許可更新時には、広告物の基礎部、支持部、取付部等の点検結果や写真を添付しました広告物等安全点検記録を提出していただき、安全の確保を図っているところであります。

町としましても、今後も県条例に基づきまして、申請時の点検記録をチェック及び設置場所の点検確認をする中で、屋外広告物による危険防止に努めてまいります。

5番（中島君） 担当課長よりお答えをいただきました。

看板は点検整備していくということで、引き続き設置者に対し点検の指導などを要望いたします。また、県条例、町規則の中での無断での設置も気を付けていただきたいと思います、周知していただきたいと思います。

そして、これから、季節の変わり目でございます。風の強い日が多くなってきます。屋外広告物等は風などで歩行者に当たらぬよう、再度、点検管理をお願いしたいと思います。

それで、今回の質問のまとめといたしまして、台風災害の復旧工事のように進捗状況が目に見えてくるものと新型コロナウイルスのように先が見えないものに対する対応など、町では対策本部などを中心に関係部署などもしっかりと連携をしながら対応がなされ、また、この感染症に対しては、私たち自身も町民の皆様に正確な情報を伝えていながら行動することが重要だと思っております。

今は、これらを一つ一つ考え、目の前の問題をみんなで対応、そして、対処、協力をしていくことが大切だと思います。それにより、1日も早く新型コロナウイルスの感染症が沈静化することを願います。

以上で、私の一般質問を終わります。

議長（西沢さん） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午後 2時12分～再開 午後 2時22分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

次に、11番 吉川まゆみさんの質問を許します。

11番（吉川さん） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い私の一般質問を行います。

昨年9月、日本で初めて長崎県壱岐市が気候非常事態宣言を同市議会で採択いたしました。今、誰もが危機感を持って臨む時を迎えております。そして、今年は雪のない暖冬。その中、昨年の台風19号被害の復旧・復興の工事が急ピッチで行われております。ここ数年の異常気象は止まるところを知らず、今に、もしかしてと、誰もが緊迫感を持って、新たな年を迎えたと思います。そして、今度は地球規模の大きな難が我が国を覆いつくし始めております。誰のせいでもないこの局面を、それこそ、ワンチームになって乗り越えなければなりません。この新型コロナウイルスにつきましても、当町では早期に対策会議を開き、感染症対策の周知を行っていただきました。また、突然の教育現場の一斉臨時休校につきましても、支援員を増員していただき、できる限りの体制をとっていただきましたことに、心から感謝を申し上げます。

今後、この感染症が長期化せずに1日も早い終息に向かうことを願っております。

それでは、質問に入ります。

1、町道の安全対策について、イ、横断歩道の設置について。

町の中心地にある町文化センターや体育館では、毎日多くの方が集い、講座や運動など利用をされております。ここでは、町のイベントも数多く行われております。そして、文化センター東側には、平成27年に70台ほどの車が止められる駐車場が新たに設置され、参加する皆さんは大変便利になり、その大半の方が利用しております。

そこで、1点目として、この文化センターと町体育館の利用の状況についてですが、今年度50人以上の参加があった主なものについて、昼、夜の状況をお聞きいたします。

さて、ここには横断歩道がなく、私も友人から、何人からも横断歩道をつけたほうが良いというお話を聞いてまいりました。この件につきましては、昨年同僚議員が質問いたしました。答弁の中では、その南側に以前から設置をされている横断歩道があるため、設置は難しい。しかし、今後も設置に向けて要望していくとのことでありました。

そこで、2点目といたしまして、継続して要望していただいていると思いますが、その後の進捗状況はどうでしょうか。その点についてもお聞きいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

住民環境課長（山崎君） 町の安全対策につきまして、最初に文化センターと町体育館の利用状況について、今年度、50人以上が利用した、昼、夜開催の主なものをお答えいたします。

文化センターには、1階に大会議室、2階に相談室など4部屋ございますが、そのうち、1階の大会議室で50名以上の利用が可能です。今年度2月末現在で、文化センター大会議室においては、昼の時間帯では48回、延べ3,743名が利用しており、主な内容は、各種団体の総会、発表会、任意団体のイベントや説明会などがございます。

夜の時間帯につきましては、14回、延べ1,292名が利用し、主な内容は、町や教育委員会、公民館などの会議と研修会であります。

次に、体育館におきましては、昼の時間帯では26回、延べ4,340名が利用しており、主な内容は各種競技団体の大会、講習会などがございます。体育館の夜の時間帯につきましては、23回、延べ1,150名が利用し、主な内容は、各種競技団体やスポーツ少年団の練習などがあります。

次に、横断歩道設置に向けた進捗状況についてお答えいたします。

ご質問の文化センター東側の駐車場につきましては、平成27年に完成し、ただいまお答えいたしました利用者の皆さんなど、文化センターや体育館等を利用する方が駐車されている状況でございます。この駐車場ができたことにより、体育館等の利用者にとっては、利便性が向上いたしました。施設に行くためには産業道路を渡る必要があり、町民の皆さんからは、横断歩道の設置要望が寄せられております。このようなことから、町では、毎年継続して、千曲警察署に対し、体育館と東側駐車場を結ぶ横断歩道の新設を要望してきているところでございます。

ご質問の進捗状況でございますが、昨年9月には、交通規制を所管する県警察本部の交通規制課や千曲警察署の職員が現地を訪れ調査を行っていただきました。

また、町では、昨年12月に、この横断歩道設置を重点要望箇所と位置付けた上で、改めて千曲警察署に設置要望書を提出したところでございます。しかしながら、警察からは、当該要望箇所につきましては、近接の夢の湯駐車場南側に既設の横断歩道があることなどから、直ちに設置することは難しいとの回答でございました。町といたしましては、文化センター利用者の安全確保のため、横断歩道の設置を引き続き警察に要望してまいりたいと考えております。

11番（吉川さん） 今、担当課長よりいろいろと質問に対して答弁をいただきました。今も、文化センター、体育館のお話があったんですが、公共施設整備計画の中では、この2カ所に関しましては、大規模改修の上で、今後も利用していくことになっております。そう考えますと、この横断歩道の設置は、今後も重要な課題ではないかと捉えております。今もお話がありましたが、文化センターにつきましては、昼間48回ということで、かなり発表会等々で使われております。また、体育館におきましても、26回4,300人ということで、多くの方がご利用されているわけです。

もちろん以前から設置されている、この夢の湯への横断歩道まで歩いて行って、そこを渡ること、これが1番理にかなっているわけですが、しかし、目と鼻の先に目的地があるということで、

皆、車が来るか来ないか、右・左・右と確認をして、皆さん、渡っていらっっしゃいます。これはいけないということでもないと思います。そして、私が一番苦にしているのは、昼間月1回の高齢者のスマイルボウリング大会がございまして。この駐車場から既設の夢の湯までの横断歩道までは74メートルございました。ここを高齢者皆さんが回って、そして、あえて体育館に行くかという大変厳しい選択ではないかと思えます。

そのような意味からも、今も担当課長から12月には重点要望箇所として上げていただいている。そして、しかしながら、難しいという回答をいただいている。その中で継続して要望していただくというお話があったわけですが、この要望に当たって、具体的な危険な状況をぜひ訴えていただきたいと思えます。

そんなことで、その点について、今後の設置に向けての要望について、再度お尋ねしたいと思います。

また、今も難しいというお話ですので、今は事故がありませんが、まだまだすぐには設置は無理だと思います。そういう中で、町民の安全のために当面の具体的な安全対策については、どのようにお考えになっているか、この2点について、再度お聞きいたします。

住民環境課長（山崎君） 最初に、再度設置に向けての取り組みはどの再質問にお答えいたします。

横断歩道の設置につきましては、文化センター等を利用される方の利便性や横断者の安全にもかかわる大きな問題でございますので、重ねて設置要望書を提出するとともに、設置に向けたよい方策がないか、改めて警察と相談してまいりたいと考えております。

次に、当面の具体的な安全対策につきましては、例えば、スピードを落とせといった啓発用の旗を付近に配置し、運転者への注意喚起を図ってまいりたいと考えております。

なお、これまでも文化センターを会場に大勢の皆さんが参加して開催される町民運動会や総合防災訓練の際には、交通指導員と交通安全協会坂城支部の皆さんに交通整理を行っていただき、横断者の安全確保に努めているところであり、今後も同様の対応を行ってまいりたいと考えております。

11番（吉川さん） ただいまお話の中では、大きな会合では交通指導員の配置をされて、しっかりと町民の安全を確保しているというお話をいただきました。そして、これからは、また利便性を確保するとともに、方策がないか、また協議をしていくというお話をいただきました。

また、具体的な対策としては、スピードを落とせというようなドライバーに対する注意喚起をしていただけるというお話をいただきました。私も、千曲警察署の担当部長さんと話してまいりました。お話を聞いた中で、昨年9月には、同僚議員からのお話もあった中で、現地をしっかりと見ていただいて、必要性を感じ、県本部のほうにも要望として上げていただいたそうです。私も一つ言ったのは、毎月高齢者の方が本当に昼間スマイルボウリングに楽しみに来ている。その中で、100名近い方が集まっている。また、中には、杖をついて歩いている方もいるかもしれ

ないという危険と隣り合わせの実態を訴えさせていただきました。そして、夕方になりますとスポーツ少年団の子ども達が、もしかしたら、暗いところを渡っていることもあるかもしれない。時間がない中ということですが、その現状をそのままお伝えしてまいりました。その中で、設置の要望に当たって、1つだけ、私のほうから提案がございます。それは、既設の夢の湯の横断歩道からの距離が、結局、100メートルが間隔ないと設置ができないというのが一つの理由としてお聞きしました。そこで、これはちょっと無理かもしれないんですが、以前、今の夢の湯の横断歩道を渡っていた80代の女性が、夕方だったため、南条方面から来た車にはねられるという事故が起きました。これは今の横断歩道が、私も思うんですが、南条のほうから来ると、ちょうど坂になるところにあるということで、ドライバーの皆さんからは、ちょっと、わかっている方はいいんですが、見づらかったということが原因だったそうです。

そこで、可能であれば、今の横断歩道を文化橋の南側に移動していただいて、中学生もあの横断歩道は使っていますので、そういう状態に持っていくことで、新設の横断歩道への距離は、私をはかってまいりましたが、確保できるということがわかりました。

このような考えも、今後視野に入れていただいて、どうか、事故が起きないうちに、ぜひ、この安全対策とともに、横断歩道設置について、1日も早く実現できるよう徹底した要望活動をお願いしたいと思います。

では、2点目に移ります。

子宮頸がん予防ワクチンについて、イといたしまして、情報の通知について。

WHOは、SDGsに「子宮頸がんの死亡率を2030年までに30%減らすこと」を目標に掲げ、子宮頸がん排除への戦略として、「HPVワクチン接種率90%」を目標としております。しかし、日本の現状は、子宮頸がん患者数、死亡者数ともに近年漸増傾向にあります。これは平成25年6月14日、厚生労働省から出された、ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対応についての通達の中で、副反応の発生頻度がより明らかになり、適切な情報提供ができるまでの間、積極的な接種の勧奨は差し控えるとの地方自治法に基づく勧告に基づき、積極的な接種勧奨が差し控えられたことにあります。

そして、この勧告の中には、定期接種を中止するものではないので、対象者のうち、希望者が定期接種を受けることができるよう、市町村長は、公告及び対象者等への周知等を行うとともに、接種機会の確保を図ることとあり、ただし、その周知の方法については、個別通知を求めるものではないとただし書きがついておりました。そのため、全国のほとんどの自治体がA類定期接種ワクチンであるにもかかわらず、個別通知などによる周知を行わなくなってしまったことにあります。その結果、接種率は70%から1%未満にまで激減しており、子宮頸がん罹患するリスクが定期接種導入以前に戻ってしまうとも推計をされております。

そこで、当町の取り組みについて調べようと思って、町のホームページを開いてみました。そ

ここには、昨年10月13日付で、予防接種の欄の中に、子宮頸がん予防接種についてと題して、細かく丁寧に説明が載っており、また、子宮頸がん予防ワクチンの接種を受ける皆様へというバナーをクリックしますと、厚生労働省からの詳しい説明のページが付けてございました。

そこで、町の対応についてお尋ねいたします。

積極的な勧奨をしなくなってから6年が経過いたしました。対象の年代の娘さんを持つ親御さんは、きっと不安で悩まれたと思いますが、当町では、今までに、この接種について問い合わせはあったのでしょうか。その状況と、また、30年度から今までの間に接種された方はいたのでしょうか。その点についてお聞きいたします。

南信の飯島町と南箕輪村では、積極的な勧奨を差し控えるようになってからも、変わらず対象者への個別通知による情報提供を続けてきたと伺いました。そこで、当町では、接種対象者に定期接種であるという個別通知での周知の状況は、どのようになっているのでしょうか。また、東京都港区のホームページには、積極的接種勧奨の差し控えのために、定期接種の期間に接種できなかった区民から、「自費で打とうにも高額で諦めることになった」、「ワクチンで防げる病気なのに、接種していなかったために感染してしまったらやるせない」といった声も寄せられたと伺いました。

そこで、何も知らないまま、定期接種の期間が過ぎてしまったということがないよう、HPVワクチンの正しい情報を知って、接種するかしないかの判断をしていただくためにも、個別通知による確実な情報提供を実施する必要があると考えますが、その点については、どのようにお考えでしょうか。

以上、3点についてお聞きいたします。

これで1回目の質問を終わります。

保健センター所長（細田さん） 2、子宮頸がん予防ワクチンについての、イ、情報の周知についてのご質問に順次お答えいたします。

子宮頸がんは、女性の子宮頸部にできるがんで、発生には、ヒトパピローマウイルスと呼ばれるウイルスがかかわっていることが知られております。このヒトパピローマウイルスは、皮膚や粘膜に感染するウイルスで、100以上の種類があり、人にとって特殊なウイルスではなく、多くの人が感染するもので、感染しても90%以上が2年以内に自然に排出されますが、数年から数十年にわたって、持続的に感染した場合、がんになることがあると報告されております。

現在、使用されている子宮頸がん予防ワクチンは、がんの原因となるヒトパピローマウイルスの50から70%を占める2つの種類のウイルスを防ぐとされ、平成25年度に予防接種法に定める定期接種となった経過がございます。定期接種については、接種対象となる疾病や接種年齢、回数等が詳細に定められており、さらに、接種対象となる疾病により、麻疹・風しんや日本脳炎などのA類と高齢者等のインフルエンザと肺炎球菌感染症のB類に分類されます。A類疾病に係

る予防接種の対象者及び保護者は、接種を受けるよう努めなければならない、市町村は、接種を受けることを勧奨するものとされていることから、町では、接種時期に合わせ、個別に予診票の送付とともに、接種案内をしているところでございます。

ご質問の子宮頸がん予防ワクチンは、A類の定期接種として、平成25年4月から実施したところですが、接種後、ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛等の副反応が見られたことから、同年6月14日に出された副反応の発生頻度等がより明らかになり、適切な情報を提供できるまでの間、定期接種を積極的に勧奨すべきでないとの国からの勧告により、町においても、個別の案内通知は控えているところでございます。

接種勧奨を控えてからの今までの問い合わせの状況ですが、年一、二件の接種に関する問い合わせがあり、対応としましては、厚生労働省作成の「接種を検討しているお子様と保護者の方へ」のリーフレットにより、ワクチン接種の意義や効果とあわせ、設置後に起こり得る症状について説明し、保護者の方にご判断いただいております。

続いて、接種の状況については、子宮頸がん予防ワクチンは、小学6年生から高校1年生の間に3回の接種が必要となりますが、30年度はゼロ、今年度は現時点で3回という状況でございます。

また、厚生労働省の資料によれば、平成29年の全国の接種率は0.5%で、ほかのA類疾病の定期接種は92%以上となることから、全国的に見ても大変低い数値となっており、接種勧奨を控えている影響ではないかと考えるところでございます。

次に、周知の状況についてでございます。

定期接種の通知方法については、実施要領により、やむを得ない事情がある場合を除き、個別通知とし、確実な周知に努めることとされており、町においても、個別に接種案内や予診票を送付しているところですが、子宮頸がん予防ワクチンの接種については、国の勧告において、その周知方法については、個別通知を求めるものではないとし、さらに、接種の積極的な勧奨とならないよう留意するとされていることから、町では、ホームページでの周知としており、個別での通知は控えているところでございます。

続いて、個別通知の考えでございます。

接種勧奨を控えて、6年を経過する中で、国の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会、副反応検討部会においても、公費によって接種できるワクチンの一つであることの周知不足を議題として上げております。

これらを踏まえ、町の周知方法としましては、引き続き町ホームページで広く周知するとともに、接種対象者及びその保護者に対し、子宮頸がん予防ワクチンは、定期接種の一つであり、接種したことによる効果や接種後に起こり得る症状等の情報が十分に行き届き、接種対象者及びその保護者が接種について適切な判断ができるよう、個別通知を含め検討してまいりたいと考えて

おります。

11番（吉川さん） ただいまは、問い合わせの状況、そして、また、接種の状況についても伺いました。3回、30年度はゼロで、今年度ですね、31年度が3回ということで、多分、お1人だったのかなって理解させていただきました。そして、25年の国からの積極的な勧奨をしないということについて、当町におきましては、ホームページの周知のみできたというお話でした。そして、最後には、今後、定期接種であるということを広く周知をしていくということで、個別通知についても、実施についても検討していくということで、前向きに考えていただけたのかなというふうに理解いたしました。正しい情報を伝え、接種を判断できる環境づくりというのが、まずは自治体としての責務ではないかと思っております。

千葉県いすみ市の例ですが、昨年7月、初めて、高校1年生、最後の接種できる年なんですけれども、1年生の女子のいる保護者向けに市独自の通知を発送したそうです。そこには、定期接種の対象者であることや、年度内に3回接種を終えるには、1回目接種を9月30日までに行う必要があること、また接種できる契約医療機関の一覧、そして、接種スケジュール、また接種の料金、そこには、期限を過ぎると全額自己負担ということで、1回約1万6千円程度かかるとただし書きを入れて、注意事項も載せ、丁寧な内容の通知を保護者宛てに送付をしたそうでございます。その結果、担当課にお聞きいたしましたところ、対象者が134名おりましたが、14名ということで、1割の方が接種をされたそうです。そして、また、この市では、前年度までは接種者がゼロでありましたが、6年生以上で、昨年12月までで、合わせて21名がこの3回の接種を済まされたということでした。これをお聞きいたしまして、この個別通知の重要性を改めて私も認識をいたしました。そこで、今も、個別通知について検討されるという答弁をいただきましたので、2点ほどお聞きいたします。

この個別通知による情報提供をぜひ、今後実施をしていただきたいわけですが、通知を送付するといたしましたら、この対象者については、6年生から高校1年まで対象にお考えなのかという点と、また、国からのリーフレットがございます。わかりやすい。これについては、その通知と一緒に同封を考えているのでしょうか。その点についてお聞きいたします。

保健センター所長（細田さん） ただいまのご質問ですけれども、対象とする範囲についてでございますが、今後検討してまいりたいと考えております。通知の方法といたしましては、例えば、保健センターで送付している、ほかの定期予防接種の接種案内とあわせ、子宮頸がん予防接種の対象となるお子さん及び保護者の方に、子宮頸がん予防接種が定期接種で受けられること、今現在、国の勧告により接種勧奨を控えていること、接種を希望される方は予診票を発行するので、保健センターに連絡いただきたいこと等について、機会を捉えて通知できればと考えております。

また、通知にあたっては、保護者の方等が接種するかしないかの判断ができるよう、今、町の窓口のほうでも利用しております、厚生労働省作成のリーフレットのほうを同封しまして、情報

提供してまいりたいと考えます。

11番（吉川さん） ぜひ、今後、検討していただきたいと思います。

そして、また、リーフレットにつきましては、ホームページの中でも厚生労働省のページを開くとそこにあるわけですが、なかなか、そこまで見る方はいるかと、ちょっとその辺が懸念しますので、ぜひ、同封して、わかりやすい状況の中で、保護者の皆さんが判断を仰いでいただけるような環境をつくっていただきたいと思います。

全国では、1,742自治体中、97の自治体が個別通知による通知を行っていると言っています。まだまだ少ない状況です。長野県でも、駒ヶ根市、飯島町、南箕輪村、中川村の4市町村です。早い段階からの情報提供で、今回のいすみ市のように、定期接種の限られた期間に対象者が判断できる環境づくりをぜひ提供していただき、そして、このことが、20歳になって、子宮頸がん検診の認識に大きくつながっていくことを期待したいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

3、町の顔、駅について、イ、トイレのリニューアルについて。

平成25年5月、169系電車が静態保存され、翌年5月には坂城駅に念願のエレベーターが設置されました。このときは、竣工イベントとして、169系電車のイベントやベビーカーバリアフリー体験ツアー、そして、坂城駅前ふード市などが行われ、大勢の皆さんでにぎわいました。また、2年ほど前には、坂城駅前のバリアフリー化とともに、ロッカーも設置されました。このように、ここ数年で、駅の環境整備がぐんと整ってまいりました。

さて、重い荷物を抱えながら、この窓口の玄関口におり立った方は、私たちの町をどう感じてくださっているのでしょうか。大変気になる点だと思います。駅は、町の象徴と言っても過言ではないと思います。現在、駅の管理は、委託されたシルバー人材センターから派遣された方が自分の家のようにきれいにしてくださっています。その例として、「さかきの輝き」という町のオリジナルのバラを20鉢も挿し木で育て、駅に飾ってくださり、坂城のすばらしさを自ら発信してくださったとも伺いました。坂城をそれほど大事に思ってください。駅は、ある意味、坂城を発信するところでもあります。

また、テクノさかき駅におきましては、多くの企業に新幹線を乗り継いで、取引先の企業がその玄関とも言うべき駅に降り立ちます。ここも工業の町、坂城の象徴の場所でもあります。

さて、ここ最近、この駅前を活用して、多くのイベントが行われてまいりました。その状況について、30年、31年度の内容と集客数はどうだったでしょうか。まずお聞きいたします。

私は、朝、何回かトイレのお掃除をしていただいている方にお会いしました。まだ、早い時間に寒い中、目に見えないところまで、きれいにしてくださっています。ところが、このトイレ、いまだ旧式の和式と冷たい便座の洋式トイレであります。お聞きしますと、テクノさかき駅は、男子用は小便用以外は和式が1つということでした。そこで、この両駅のトイレは、今までに改

修をされてきた経緯はあるのでしょうか。その内容についてと、また、この現状について、今後改善への計画はあるのか、お聞きいたします。

ロとして、テクノさかき駅について。

テクノさかき駅は、平成11年4月、当時のしなの鉄道初の新駅として開設をしたと伺っております。この駅の前にはロータリーがあります。真ん中に時計があり、事故防止のために、ぐるっと回って行かれるように作られており、大変ありがたいと思います。

左手の坂城勤労者総合福祉センターの周りには、所長さんがバラを植えてくれ、手入れをしてくださり、その開花時期には、見事な花が咲き薫り、多くの皆さんの心を和ませてくださっています。

さて、当の駅前はというと、時計台の下は何もなく、雑草なのか、芝生なのか、その広場となっています。この場所については、ときどき「もったいないな、駅前なのに」と苦言をいただき、確かにと納得してきたわけですが、そこで、このロータリーの管理は、どのようにされているのでしょうか。また、今までに何か計画をされてきたのでしょうか。

そして、いよいよ工業団地も4ヘクタールの造成が具体的に動き出します。そこで、この場所は、「テクノの町さかき」を発信する絶好の場所です。ここに、工業の町を象徴するモニュメントなどを展示するなど、もっともっと駅前を魅力ある姿に改善してはと考えますが、その点についてお考えをお聞きいたします。

これで2回目の質問を終わります。

町長（山村君） ただいま吉川議員さんから、3として、町の顔、駅についてということでご質問がありました。

まず、初めに、イのトイレのリニューアルについてお答え申し上げます。

ちょっと状況をお話しますと、駅前を活用して行われるイベントの状況ですけれども、町では、坂城駅周辺の活性化を図ることを目的として、先ほどもお話ありましたけれども、169系電車の車両静態保存をしております。坂城駅前多目的広場をメイン会場に、イベントの開催等を企画運営してまいりました。

平成30年10月には、169系電車の生誕50周年を記念して、坂城駅前多目的広場と中心市街地コミュニティセンターの2会場をメインに、電車撮影会ですとか、クラシックカーの展示ですとか、記念講演会、鉄道グッズの展示、販売、ボンネットバスの町内周遊乗車体験などのほか、坂城駅前ふード市も同時開催することにより、県内外から1,300名を超える多くの皆様にご来場いただきました。

また、令和元年6月につきましては、駅周辺活性化とワイン文化の浸透を図ることも目的の一つとした、坂城町振興公社が主催の「坂城駅前葡萄酒祭」を開催し、町内ワイナリーを中心に、県内の開設5年以内の新しいワイン、13のワイナリーと、町内外飲食店9店舗の出店、

169系電車内でのワインセミナーの開催、また、坂城町出身のミュージシャンによるミニコンサートなど、初めてのイベントにかかわらず、2千名を超える皆様にご来場いただきました。このほか、昨年秋に開催しました169系電車を活用した「鉄道フェスタ in さかき」では、電車撮影会、昭和のレトログッズの展示、クラシックカーの展示、鉄道グッズの展示、販売、町内飲食店による物販のほか、前年のイベントでも好評いただきましたボンネットバス乗車体験などを行い、鉄道ファンや子ども達を中心に600名を超える皆様のご来場をいただいたところであります。

また、真夏の町の大イベント、町民まつり「坂城どんどん」では、踊り流し、子ども広場、ステージでのイベントなどに例年3千名を超える皆様が参加し、盛り上がりを見せております。

また、テクノさかき駅前におきましても、ご案内のとおり、毎年9月に工業団地まつりが開催されております。例年約1,200名の企業や地域の皆さんがお祭りを楽しみ、にぎわいを見せております。

さて、トイレの改修の状況と今後の改善の計画はというご質問ですが、坂城駅につきましては、平成12年度からバリアフリー観光空間整備事業を活用して、トイレの建設事業を行い、平成13年度から、現在のトイレにリニューアルし、利用いただいております。テクノさかき駅については、平成11年4月の開業時に、駅舎にトイレを設置し、現在に至っているところでございます。

今後の改善の計画はということですが、これまで利用者からの要望を踏まえまして、文化センター、隣保館など、公共施設のトイレの改善を行ってきたところでございます。町の玄関口である駅のトイレにつきましても、気持ちよく使っていただくために、今後、和式を洋式にする等の改善について検討していきたいというふうに思っております。快適に過ごしていただければというふうに思っております。

続きまして、口の駅前ロータリーの管理は、また、魅力ある駅前に改善の考えはについてお答えいたします。

地域住民の皆様からの要望による請願駅であるテクノさかき駅は、第3セクターとして、しなの鉄道が開業後、初の新駅として、平成11年4月に町の新たな玄関口として誕生しました。開業から20年が経過した現在も、1日約900名の乗降客があり、地域公共交通の拠点として、大きな役割を担っているところであります。

テクノさかき駅前のロータリーの管理については、町の直営で行っているほか、ばら祭りや団地まつりなど、イベント時は、更埴地域シルバー人材センターに委託し、手入れを行っております。魅力ある駅前に改善をということですが、テクノさかき駅も誕生から20年が経過し、駅前の歩道等の舗装も傷んできているところから、令和2年度予算に舗装修繕の予算を計上したところでございます。

また、駅前ロータリーについては、循環バス、しなの鉄道利用者の送迎の自家用車など、交通結節点としての機能を果たしておりますが、多目的な駅前広場としての機能についても、今後検討していく必要があると考えております。

引き続き駅前ロータリーの管理に努めるとともに、ロータリーの改良も視野に入れながら、先ほどもお話ありましたけども、新しい工業団地も造成されるということもあります。魅力ある駅前となるように、様々な観点から、研究を進めていきたいというように考えております。

11番（吉川さん） 今、町長から、数々の答弁をいただきました。各駅前でのイベントの状況を今お示しいただきました。それぞれ1千人以上の規模で集客ができていて大変、本当に商業部会の皆様等には感謝の思いでいっぱいです。そして、特に昨年初めて6月開催しました葡萄酒祭ですけれども、私もびっくりいたしました。本当に坂城駅始まって以来の乗降客じゃなかったかというほど、2千人を超えるお客様がいらっしゃったということでもあります。

そして、また、テクノの工業団地まつりですが、毎年私たちも呼ばれて、ご案内いただいて伺っております。これも工業団地の企業の中の子どもを連れての家族連れのみんなでのこれはイベントになっております。そういうことで、多数の方がこの駅前に集合しているわけです。これだけの集客の中で、トイレは足りていたのかという点がとても私は疑問なわけです。中には、この葡萄酒祭のときに、町外から見えた方が、もしかしたら、不満に思って、どこにもぶつけないで帰ったのではないかなという思いもいたしております。

このイベント、これからも、来年度も、この葡萄酒祭開催する予定だと伺っておりますが、今、坂城の状況は、今、数は言いませんでしたが、坂城は、男子は洋式が1つ、和式が1つ、女性用は洋式が2つ、和式が1つということで、3つ、テクノは、洋式が1つ、女性用ですが、和式が2つということで、この規模の、うちの駅ぐらいの規模としては、マッチしている数だとは思っております。ところで、この大きな、このイベントを開催するにあたって、本当に、このトイレ、今、町長からは洋式化を考えて、今後検討していく、順次やっていくという答弁だったわけですが、この増設への考え、また、リニューアルについては、町としては考えていらっしゃるのか、その点についてお聞きしたいと思います。

建設課長（宮下君） 再質問についてお答えいたします。

イベントが多い状況の中で、トイレの数が足りないのではないかとご質問でございます。坂城駅前葡萄酒祭や鉄道フェスタなど、多くの来客を見込むイベントの際におきましては、坂城駅のトイレのほか、例えば、B. Iプラザや、けやき横丁など、近隣の各施設のトイレもご利用いただくよう、ご案内しているところでございます。

また、テクノさかき駅前で開催されております団地まつりにおきましては、隣接する勤労者福祉総合センターのトイレをご利用していただいております。

また、全面的なトイレのリニューアルはというご質問でございますけれども、先ほど議員さん

からのご質問でもありましたけれども、両駅のトイレは、整備後約20年という状況でございます。こういう状況の中で、全面的なリニューアルにつきましては、当面考えてはおりません。また、トイレの増設をというご質問でございますけれども、今、坂城駅、テクノさかき駅、両駅の利用者の状況を見る中では、現状のトイレで足りていると考えているところでございます。また、各イベントをする際におきましても、近くの施設のトイレをご案内する中に対応している。そういう状況の中で、現行のトイレの中で充足していると考えているところでございます。

また、大きなイベント、例えば、ばら祭りでございますけれども、バラ公園にもトイレを設置してございます。そうした中ではございますけれども、16日間ではありますけれども、町内外から約4万人のお客さんが来園されると、そういう状況も考慮する中で、仮設トイレは設置する中で対応している状況でもございます。そうした状況も踏まえる中で、本当に、駅前イベント、本当に大勢の皆さんに坂城へ来ていただいて、イベントを楽しんでいただく。そういうことで、町の顔、町の玄関口の駅前でございます。本当に坂城へ来たお客さんが本当に気持ちよくお帰りいただくには、やっぱり、トイレの整備も必要かとは考えております。洋式化も図る中で、本当に大きなイベントの際、本当にこれうれしい悲鳴ではございますけれども、近くの施設でもトイレが足りなかったよと、そういうようなお声をいただいた際には、ばら祭りの会場ではございませんけれども、仮設トイレの設置等については検討していかなければならないのかなというふうに考えているところでございます。

11番（吉川さん） 今、担当課長から答弁いただきました。

今も、B. Iプラザ、けやき横丁をご案内申し上げておりますというお話がありましたが、どうでしょうね、あの駅から上っていくでしょうか。というのが、ちょっと、私の中では、逆に仮設トイレのほうがいいんじゃないかなという思いもいたしました。

先日、田中の駅と大屋の駅を見てまいりました。ここには、うちの町も身障者用のトイレを設置していただいております。テクノ駅に関しましては、高いところにありますので、スロープをずっとつけていただいております。多目的トイレがもう既に田中駅と大屋駅には準備されておりました。もう、そういう意味でも、ぜひ、今後検討の中で、一つは、増設とともに身障者用トイレを多目的トイレに改善ができないか、改善に向けて検討いただきたいと思います。

それで、じゃあ、トイレのほうは、20年ということで、外観はとても素敵な外観になっていますので、全面的なリニューアルというのは大変厳しいと思いますが、増設については、ぜひ、今後検討をお願いしたいと思います。

では、テクノ駅のロータリーについてです。今、町長から、多目的な駅前広場として、今後考えていくというお話があったわけですが、この内容について、ちょっと具体的な内容がありましたらお示しいただきたいと思います。田中の駅では、前のところに、同じように、時計台の下に広場がありました。そこには、花をいっぱい植えて、これは商店街の女性部の方が管理をされて

いるわけですが、そのような形で、きれいなお花が植えてありましたが、今の町長のご答弁で、多目的な駅前広場としてという辺をちょっとすみませんが、どんな内容かお聞きしたいと思えます。

建設課長（宮下君） テクノさかき駅前のロータリーでございますけれども、先ほど町長からご答弁いたしましたけれども、今、時計台の周り、ロータリーになっておりますけれども、そのロータリーの改良も含めまして、例えば、今、議員さんのご質問でもございましたように、例えば、花を花壇で花を飾るとか、いろいろな、様々な活用方法があるかと思えます。それにつきましては、今後研究してまいりたいということでございます。

それと加えまして、駅正面から見ますと、左側、自転車駐輪場になっておりますけれども、放置自転車も現在も多いわけでございます。引き続き、放置自転車の解消に向けて、その撤去等についても考えていく中で、本当に気持ちいい駅前広場、魅力ある駅前広場にこれから活用を研究してまいりたいと考えているところでございます。

11番（吉川さん） 期待をしたいと思えます。今も放置自転車の話がありましたが、1つ、テクノ駅の身障者用トイレでございますが、スロープから、かなり行かないと、1番端に身障者用トイレがあるわけです。今、放置自転車が、例えば、改善ができれば、そちら側のほうにスロープを設置いたしますと身障者用トイレは、利用しやすい環境になるのではないかとということも一つ提案させていただきたいと思えます。

TOTOが実施した訪日外国人への調査によりますと、観光地にとって、トイレは訪れやすくなる要因としては、公衆無線LANに次いで2位であるが、訪れにくくなる要因としてはトップであると報告されているとお聞きしました。このようにトイレの関心は非常に大きいことがわかります。

今後交流人口拡大に向けて、ぜひ、前向きな改善をお願いしたいと思えます。

まとめに入ります。

新年度の事業に、以前提案した子育て支援アプリの導入が決まりました。大変うれしく思えます。

また、社会福祉協議会への補助金の増額が予算計上されております。これは、高齢者へのニーズが大変拡大をしている表れともとれます。変化の著しい時代にあつて、1人も取り残さない取り組みを期待をし、私の今回の一般質問を終わります。

議長（西沢さん） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午後 3時15分～再開 午後 3時25分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

ここで会議時間の延長を申し上げます。

本日の会議は、本日の議事日程が終了するまで、あらかじめ、会議時間を延長いたします。

次に、13番、中嶋 登君の質問を許します。

13番（中嶋君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今日は午後から中之条で、中島新一議員、それから吉川まゆみ議員、最後に中嶋 登の登場でございます。よろしく、ひとつ、お願いをいたします。

さて、同僚議員何人も申し上げておりましたが、中国の武漢から始まった新型コロナウイルスは、今や世界中に広がっており、大変なことになっております。インフルエンザのほうが国内で、去年だと思いますが、3千人も亡くなっておるようですが、特効薬のタミフルがあるので、意外と皆さん安心しているようであります。これは人間の心理でしょうか。世界中の科学者の英知を結集して、新型コロナウイルスの特効薬が1日も早く開発され、また、早く終息宣言が出されることを祈るのみであります。

質問に入る前に、私ごとではありますが、数十年前に家を建てたときでありました。地球温暖化、CO²削減を考えて、屋根の上に太陽光パネル4キロを設置いたしました。また、日本中、3軒に1軒の家が太陽光パネルを導入すれば、日本の全原子力発電所の灯が消えるとも言われております。当時、経産省、NEDOであります。くじ引きがありまして、私、運よく当たりましたので、設置費400万円のところを半分の200万円の補助金をもらって設置をいたしましたのであります。当時まだ町の補助金はありませんでした。

その後、2019年より、中部電力より、10年契約で、キロ48円で買い取り制度が始まり、昨年の11月以降終わってきております。キロ7円50銭ぐらいですか、安くなってしまいました。約1万円から2万円ぐらいいただいておりましたが、買い取り値段がさっき言ったように、7.5円となってしまい、約1千円から2千円ぐらいになってしまったというのが実情であります。

そこで、リチウムイオン蓄電池を先だって私は設置をいたしました。6.5キロを入れてみました。約160万円ぐらいでありましたが、町からの補助金20万円があり、実質130万円で設置ができました。大変ありがたく思うものであります。これから太陽光パネルを設置した皆様にお話をしたり、SDGsというんですか、この重要政策でもある環境保全、保護、再生可能エネルギー導入、省エネルギー施策など、まさに自分で実践をすることによって、町民の皆様により詳しく説明し、まさに町長が推し進めているスマートタウン構想に協力していただけるように、町民の皆様に私は話をしていきたいと思うものであります。

前置きが長くなりましたが、質問に入ります。

①スマートタウンについて、（イ）スマートエネルギーの補助金は。

スマートタウン構想に基づき、太陽光パネル設置費用として、上限7万5千円補助金を出しておりますが、年度ごとの実績と件数をお尋ねするものであります。

また、先ほど申し上げました、リチウムイオン電池の補助金は県下で4市町村のみであります。松本市、飯田市、塩尻市、そして、我が坂城町であります。今、言いました3つの市はともに、何と上限は10万円であります。我が坂城町は、やはり町長肝いりのスマートタウンであります。先ほど申し上げましたが、県下で1番、20万円の補助金が出ております。これは、まさに、町長に私は敬意を表するものであります。

さて、そこで、リチウム蓄電池の設置件数もお尋ねをしたいと思います。

(ロ) 今後の取り組みは。

今後、電気の地産地消を増やしていく上でも、SDGsの概念からも、今年度は補助金の予算を大幅に増額していくべきであると思うものであります。その辺をお尋ねいたします。

以上で、第1質問といたします。

町長(山村君) ただいま中嶋議員さんから、スマートタウンについてということで、(イ)のスマートエネルギーの補助金は、ロ、今後の取り組みはということでご質問いただきました。ありがとうございます。20年前から取り組まれていることで、先駆的な方だと思います。

先ほどもお話ありましたが、坂城町にとっては非常に重要なテーマだと私思っておりまして、平成23年に発生しました東日本大震災での原子力発電所の事故をきっかけに、工業の町からエネルギーがなくなってしまうのは、町が成り立たないということで、いろんな施策を皆さんと一緒にやっております。また、これは息の長い仕事だというふうに思っております。また、幅の広いものだと思います。

現代社会において、生活や産業に欠かすことのできない電力の供給の維持と近年の地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの抑制による環境対策を図り町全体のエネルギーのスマート化による持続可能なまちづくりを目指しているところであります。

その一環としまして、町民の生活における電力供給の維持を目的として、住宅へのスマートエネルギー設備導入に対する補助制度を設け、支援を行っております。

当初は、太陽光発電設備の設置のみを対象とする支援でありましたが、その後、平成27年度から、家庭用の蓄電池や燃料電池、HEMS、これはホームエネルギーマネジメントシステムですが、HEMSの設置について支援の対象を拡大したところであります。

太陽光発電設備の設置につきましては、ここ5年間の状況を申し上げますと、平成27年度が設置件数25件、発電容量の累計としましては、128キロワット、28年度は20件、107キロワット、29年度は20件、95キロワット、30年度が22件、119キロワット、今年度につきましては、現時点での交付決定状況としまして、30件、147キロワットとなっております。

また、これまでに設置された太陽光による住宅用発電設備の累計発電容量といたしましては、約2.8メガワットという状況であります。昔よくメガワット級の発電所ってありましたが、

坂城では2.8メガになっていると、住宅だけですね、なっているということございます。

続きまして、家庭用リチウムイオン蓄電池の設置の状況といたしましては、支援メニューに加えた平成27年度は、年度途中からということで、1件の申請でありましたが、平成28年度が11件、29年度が2件、30年度が10件、そして、今年度の現時点での交付決定状況としましては、18件と大幅に申請が増えた状況であります。

今年度、大幅に申請が増えた要因としましては、平成21年から始まった、現在の固定価格買取制度の前身である余剰電力買取制度の開始から10年が経過し、当時、設備を導入した方から電気事業者が買い取る余剰電力の価格が大幅に引き下げられたということにより、売電をやめ、蓄電池に貯めて、自家消費する流れとなってきたことが1番に考えるところであります。

今後も、こうした流れが続く中で、ご家庭に蓄電池を導入したいと考える町民の方が多くなることは予想されますが、蓄電池の設置費用は、まだまだ高い状況にあることから、町としましては、設置に対する支援を継続し、引き続き、ゼロエネルギーライフを普及させていきたいと考えているところであります。

当町は、平成27年度から蓄電池設置の支援を行っておりますが、長野県内で同様の支援を行っている自治体は、先ほどお話ありましたが、77市町村中、4自治体となっております。町村では当町のみという状況であり、町として、より積極的に創・蓄・省エネルギーを推進しております。

続きまして、今後の取り組みについて、予算の増額はというご提案であります。特に蓄電池の設置件数が増えている状況から、令和2年度の当初予算におきましては、昨年度当初予算と比較して、60万円を増額し、460万円を計上しているところであります。

また、住宅用スマートエネルギー設備設置補助金につきましては、これまでもスマートタウン構想の趣旨から、設備の設置を希望する案件に対して、予算の不足が見込まれた際には、皆様にお諮りした中で、補正予算をお認めいただく中で、支援をしてきた経過がございます。今後に関しましても、本補助金につきましては、年度当初におきまして、一定の見込みを立てた上で予算計上を行っているわけでありまして、万一、予算不足が生じた場合には、補正予算という形で議会にお諮りする中で、できるだけ多くの皆さんに制度をご活用いただけるよう、対応を図っていきたく考えるところであります。

13番（中嶋君） ただいま町長から心強いご答弁をいただきました。うれしいですね、町長、やっぱり。長野県で1番ですよ、私に言わせればね。ましてや、このスマートタウン、ゼロ・エネルギーと、すばらしい、今、答弁いただいて、私もうれしく思っております。これ以上聞くことありません。とにかくスマートタウン遂行のために、今後とも、ひとつ、町長、よろしく願いをしておきたいと思えます。

当然、先ほども町長も言っていましたけれども、もし、予算足なくなったら、どうすんだい

という中で、補正予算を組んでいくんだと、これはもう我が議員、全員賛成でございますよ、これは。これはもう町長に、ご協力一人一人なるんだから、こんなことは、私は当たり前だと思っておりますが、そんなことも含めて、ひとつ、坂城町、長野県下1番ということで頑張っているではありませんか。

続きまして、第2質問といたします。

②名誉町民について。

一昨年、16年ぶりに、竹内製作所の会長でございます、竹内明雄さんが、10号ということで名誉町民に推挙されました。まさに、これは、昨年、私に言わせれば、1番明るい話題だったと、そう思うものであります。この質問は、中沢町長のときより、通算私4回やっています。5回目です。今回は。

(イ) 3人の推挙。

1人目の方は、前回もお話をしておるわけでありましたが、村上で食品会社を経営され、今、会長をなされております。1代で研究型の工場を考え、グローバル企業となり、各種ジャムを中心に新しい商品をたくさん世の中に出しております。そして、第2号の中之条の鈴木直三名誉町民と同じように、町公益のために多額の私財をご寄附いただいております、地元村上、そして、町にも大変貢献度の高い方でありまして。

2人目でございます。2人目は、若い女性の画家であります。彼女は日本の風土が生み出すものにこだわり、世界中にメッセージを発信する新進気鋭のアーティストで、ニューヨーク、香港、ドバイとグローバルに活躍をし、テレビ、マスコミにも多数出演するとともに、坂城町の特命大使として、坂城町を内外にPRしていただいております。そして、名誉町民、今まで8人おりましたが、これまた全員男性であります。女性は1人もいないわけであります。私は彼女を第1号としたいと考えるものでありますが、その辺、町の考えをお尋ね申し上げる次第であります。

それから、3人目であります。3人目は、信州大学の名誉教授で、鳥類生態学の権威でございます。特別天然記念物の日本ライチョウの研究や、また、その保護に取り組んでおり、世界的に有名な方で、町の教育委員長もしていただきました。学校教育の充実にも大変寄与されており、また、昨年よりは、これは町長がお願いした分だと思っておりますが、特命大使として、坂城町をPRしていただいております。

私は、少なくとも、この3人は当然推挙するにふさわしい方であると思われませんが、ご答弁をお尋ねする次第であります。

以上であります。

総務課長(柳澤君) 名誉町民についてのご質問にお答えいたします。

町では、本町の住民または本町に縁の深い方で、学術、文化、産業、経済など、様々な分野において、本町そして国家の繁栄と進展に貢献され、その事績が極めて顕著であって、世の敬仰の

的と仰がれる方を名誉町民として顕彰していくことを目的に、昭和37年の坂城町名誉町民条例を制定いたしました。

以降、これまで8名の方を議会の議決をいただく中で、名誉町民として推挙し、その称号をお贈りしてまいりました。

条例制定の昭和37年に名誉町民第1号といたしまして、日本刀分野における、いわゆる人間国宝、重要無形文化財保持者の宮入行平氏を、また同年に第2号として、郷土の振興と公益のため、多額の私財をご寄附いただきました、鈴木直三氏を推挙いたしております。

次に、昭和60年に名誉町民第3号、第5号といたしまして、「ものづくりのまちさかき」の礎を築き、町と国家の産業発展に多大なるご貢献をいただきました中嶋延好氏、青木固氏のお二方と第6号といたしまして、独自の作風をもって、日本画壇に新風を吹き込み、我が国の芸術文化の向上と発展に寄与されました画家の児玉三鈴氏を推挙いたしております。

続く第7号といたしましては、平成5年に上田市長、長野県議会議員、参議院議員及び同副議長を歴任され、40年の長きにわたり、地方自治の発展にご尽力をされました小山一平氏を、また、平成13年には、第8号といたしまして、イトーヨーカドー、セブンイレブン、そして、セブン&アイ・ホールディングスと日本を代表する企業を牽引し、今日の日本経済、産業の発展を創り上げた鈴木敏文氏を推挙いたしております。

また、昨年令和元年には、皆様のご記憶に新しいとおり、竹内明雄氏を第10号に推挙いたしたところでございます。竹内氏におかれましては、世界の初のミニショベル、クローラーローダーなど、小型建機を生み出し、創業した企業を東証一部上場の企業にまで育て上げられた現在の「ものづくりのまちさかき」を象徴する方でございます。

また、ご自身が私財を抛出した、TAKEUCHI育英奨学会により、長野県出身または県内の理工系学生への奨学補助や大学への研究助成を行うなど、人材育成、学術研究の振興と発展に寄与されているほか、町商工会長や、坂城町国際産業研究推進協議会長なども務められるなど、町の産業振興に多大なるご貢献をいただいているところでございます。

長きにわたる当町の歴史の中で、このように、8名の方をいわば、我が町の象徴として名誉町民に推挙してまいったところでございます。

名誉町民の称号は、当然にご本人の大いなる事績を顕彰するものでありますが、また、同時に、その象徴的な偉業を讃えることは、町のさらなる発展を願ってのことでもございます。

これまで、名誉町民の称号をお贈りした皆様への感謝の念を大切にするとともに、これからの町の発展を願い、新たに名誉町民として推挙するにふさわしい方につきまして、今後とも議会の皆様の議決をいただく中で推挙してまいりたいと考えているところでございます。

13番（中嶋君） ただいまは課長より懇切丁寧な8名の名誉町民のお話をいただきました。いろいろ懐かしい方の名前もいっぱい出てきたり、もうえらい亡くなっちゃっていますね、そう

いうもね。そういう何かちょっとあれです。顔が走馬灯のごとく、私の中で浮かんでおりました。本当に懐かしい人たち、8人ということでありました。

先ほど申し上げましたが、16年間という空間があったわけでありますが、まさに、この竹内明雄さんの後に続く、今、課長のいろんなお話を聞けば、私が今お話申し上げたお三方は間違いなくご推挙できる3人だと思っております。

たまたま、年齢的なことも、よく名誉町民の部分でお話が出るんですよ。何を言いたいかというと、例えば、今の若い女性の画家であります、彼女はまだ本当に若い。だから、ちょっと、まだ若すぎだねえかなあなんていうようなことを言われるんですよ。だけど、最近のことを考えてみれば、2012年でした。タリバンに銃撃をされ、頭部に重傷を負って以来、マララさんですね、全ての女性は教育を受ける権利があると訴えてきて、この2014年であったと思えますが、当時、さっきも言いましたように、17歳の教育活動家であったパキスタン人のマララ・ユスフザイさんというんですかね。彼女は最年少で、皆さんご存じだと思いますが、ノーベル平和賞を受賞しております。女性も勉強していかなきゃいけないんだと世界中に訴えた彼女であります。それを訴えたためにタリバンの連中に頭撃たれちゃったというような、生きておりましたから、今のノーベル賞をいただいたと、こういう経過もあるわけです。

それから、また、皆さんもご存じのように、テレビで報道うんとされましたので、ご存じの方多いと思います。環境問題で有名になりまして、これは、ノーベル賞の候補になった彼女であります、グレダさんですよ。17歳でね。アメリカの大統領にちょっとかみついたり、私たちの時代どうなるんだと、こんな地球にしちゃったら困るよと、そういうことを訴えている、これはノーベル賞の候補になって、ノーベル賞いくかどうか、わかりませんが、それでも、やっぱり、世界的な権威であるノーベル賞では年齢じゃないよと。女性でもないんだよと、ちゃんとやることやっている人は正々堂々とおあげしようじゃないかと。そうすると、私に言わせれば、今の坂城町から、今、一生懸命、世界を発信して、坂城町のPRを一生懸命やっていたら彼女あたりは、もう名誉町民にして、場合によっちゃあ、町長ちょうど、お話、私、しときたいですが、将来は彼女の美術館ぐらい坂城町でつくって、それで、彼女、また、いっぱい寄附してくれるでしょう。買うなんてなれば、大変ですよ。1億だなんていうような話が出ているんですから。坂城町、あんた出身なんだから、ひとつ、名誉町民ということの中で、また、今の美術館をつくるから、そこへたんと寄附しておくんなんてのはね。松本の、松本にも、町長はもうご存じだと思いますが、すばらしい女性がおまして、そこでも美術館ができておるわけで、名前言いますけども、草間彌生であります。あれは松本市で立派な美術館をつくって。また、もう一つ言わせていただくと、観光客があそこはすごいんだそうで、お話聞きますと。大勢の皆さんがあそこへ見に行っているようです。ですから、また、坂城町の駅前にでも美術館でもできりゃあ、また、それこそ、さっきのいろんな駅前活性化のお話がありました。その中で、また、すばらし

い、これは一つの財産。そして、また、商工会の関係からいけば、すばらしい、今の観光客を呼び寄せる。そういう私は場所になると思いますので、ぜひ、また、ひとつ、そんなことも、今後お考えをいただければ、ありがたいというふうに思うものであります。

最後の質問に移ります。この質問も、私もう7回ぐらい、中沢町政のころからやっているから、またかと思われませんか、③といたしまして、新工業団地について、(イ)進捗状況は。

これ町長、招集挨拶でも触れておりましたが、1日も早い完成を望むものであります。先ほども同僚議員の朝倉議員からも、早く作れよというようなお話が出ておったようですが、全く私も同じ考えであるというわけでありませぬ。

また、私も、何人の社長からも最近聞かれるんですよ。いつまでにできるだいなんていうようなことで、だから、あと、もう一、二年、ちょっと待っとくんなど、一生懸命、町やっているからというようなお話をしているんですが、細かな部分がおわかりでございましたら、その辺の進捗状況をお尋ねするものであります。

(ロ) 予約状況は。4ヘクタールの工業団地ではあります、既に町内外から予約が入っているように聞いておるんですが、完売しているんじゃないかと、私も思うわけですが、この辺のところの現状をも、お尋ねをしたいと思います。

(ハ) 今後の取り組みは。ちょっと、これも推測で物言って申しわけないんですが、もし、これ8割方予約されていけば、計画してから、先ほどの話ではないわけでありませぬ、私もさっきも言いましたけども、何度もこの質問しているわけですが、計画してっから、とにかく四、五年たたないと見えてこないわけです。そういうことを考えれば、今、第1工業団地とすれば、もう第2工業団地を手をつけていかなければ、また、令和4年か何かにてきて、いよいよ発売した、さあ、売れちまった。さあ、また、ここから、また、四、五年たっちゃわけです。そんなことを考えれば、私に言わせりゃあ、今日あたりからでも、もう、第2工業団地を作っていくような方向付けをとっていかなければ、また出遅れちゃう。さっきも言いましたけど、私、社長連中に言われているんですよ。やっぱり、会社ちゅうものは、おい、中嶋君、あれだわや、すぐ欲しいだろうと、欲しいときは、4年も5年も待ってらんねえわと。もう既に皆さんご存じでしょう。つい去年あたりまで、そんな話出ていたんですよ。コロナ出たら、どうなるんですか、これ、会社経営している社長連中は。ちょっと待ってくんねえかいつてこともなっちゃうし。ですから、その辺のところは、もちろん法規則ごとがいっぱいあります。それを一つずつ、町は、皆さんご努力なされて、それをクリアしていきながら、分譲かけていくわけですから、そりゃあ、もう、時間かかるの、よくわかります。それを先ほどもう、今言ったように、朝倉国勝議員が言ったような分は、そういうこともあるだろうけども、何とか、いい施策をいい方法を考えて、早くやってくんねえかいと。これはお願いだったと思いますよ。とにかく社長の思いは、おい、早く欲し

いだがやと、それにお応えできるようにと私思ひまして、今の第2工業団地も、今後考えていかなければと思うものでありますが、よく言えるのは、切れ目なく、いつも2ヘクタールから4ヘクタールは確保しておくべきであると思ひます。ご答弁をお願いをしたいと思います。

以上であります。

商工農林課長（大井君） 工業団地のご質問に順次お答をいたします。

町では、新工業団地の整備を町内企業の新たな事業展開や事業規模の拡大、雇用創出による地域経済の活性化、町内への移住定住化の促進にもつながることから、重点施策の一つと考え進めております。

ご質問の新工業団地の進捗状況でございますが、新工業団地の整備に向け、一昨年7月に事業全体の地元説明会を行い、地権者など53名のご出席をいただき、事業実施の了解を得て、県等との協議に入り、順次進めてまいりました。

また、新工業団地の西側のA09号線は新工業団地のメイン道路となり、現在整備中の坂城更埴バイパスと坂城インター線先線をつなぐ基幹道路ともなります。

この道路整備事業は、国庫補助事業として採択され、交差点など県公安委員会等との意見聴取を終え、令和2年度から着手を予定しております。令和2年度では、詳細測量、用地測量、補償調査などを実施し、用地の取得までを予定しており、令和3年度では道路改良工事が新工業団地の造成事業と併せて行えるよう計画をしております。

次に、新工業団地の整備につきましては、大規模な開発となるため、法律などに基づく各種申請が必要となります。その中でも、都市計画法に基づく開発行為の申請と農地法に基づく農地転用の申請の2つは審査基準が厳しく、時間などを要する申請で、この2つの申請は同時申請が基本となりますので、令和3年度の本申請に向け、協議を進めております。

開発行為の申請につきましては、令和元年度で開発行為基準に基づく工業団地の概略図面等を作成し、事前協議を行いました。2年度では、詳細測量を実施し、造成計画を立て、各種設計などを行い、開発行為の申請書を作成し、協議を進めてまいります。

また、農地転用の申請につきましては、農業振興地域内農用地区域からの農振の除外手続、通称、農振除外申請が必要となります。これまで、この手続を進めてきており、県の事前確認を経て、この度、土地権利者全員の同意をお願いする段階となりましたので、農振除外申請が早期にできるよう、引き続き進めてまいりたいと考えております。

次に、予約状況についてお答をいたします。

現在の企業への売却に向け、農振除外の同意を地権者全員の方々にお願いし、その後、地権者との売買を行うための準備を進めている段階でございます。従いまして、現時点では、購入を希望される企業の予約の受付や売買契約などは行っておりませんが、工業用地として、売買のお問

い合わせは町内外の企業からいただいております。

続きまして、今後の取り組みについてお答えをいたします。

切れ目なく工業用地を確保するため、さらなる工業団地の建設をとのことですが、町におきまして、工業団地のような大規模な土地を確保するには、農業振興地域内での造成事業を行わざるを得ない状況となっております。この農振除外の方法としては、一般的な方法として、3つの方法がとられております。

1つ目は、農業振興地域の整備に関する法律に基づくもので、例えば、個人や企業の方などが所有している土地に隣接する農振農用地を取得する際に行っている方法でございます。

2つ目は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発達の基盤強化に関する法律に基づくもので、企業の税制支援等に配慮されている方法となります。

3つ目は、農村地域への産業の導入の促進に関する法律、略して農村産業法と呼ばれるもので、本町のテクノさかき工業団体を整備する際にも活用された税の優遇措置などがある方法でございます。

個々の法律により優遇措置などの内容が異なりますが、農振除外申請をする際には、以前のように、町内企業の新たな事業展開や、事業規模拡大、町外からの優良企業の誘致などがいつでもできるように、事前に工業団地を用意して、必要なときに販売をするといった方法は、現在の法律の中ではできない状況でございます。

今後、さらなる工業団地の造成をする場合、企業ニーズをできるだけ把握し、早期に体制を整え、工業団地の整備が行えるような体制を考えてまいりたいと考えております。

13番（中嶋君） ただいま課長より詳細にご答弁をいただきました。

なかなか大変な時代になりまして、今お話を聞くと、よくわかりました。私もあんまり法的な部分を勉強していなくて、今、課長に教わったわけですが、言うなれば、町長、これ、あれだ、先行投資できないというようなことになったんですね。昔は先行投資をして、さっき課長からも言われましたように、大きなところを開発して、それで、工場の社長たちに声かけて、大体何人かは、俺は欲しいよという人いるわけですね。それはいいんですが、売れ残ったら困ると、そういう状況があって、その後は積極的に買ってもらえねえかというようなことを話、それは、先行投資は、今の課長のお話を聞けば、できなくなっちゃったという、何だか変な法律ができたもんだなど私は思うものでありますが、法は法です。

そういうことでありましたら、これはもう、また逆に、企業の社長さんたちから、俺は、工場またでかくしたいよと、頼むでと、そんなような話があったら、速やかに、また、町は協力をして、ここで、この話は余りしたくありませんが、町長からも聞いておりますが、竹内製作所が今度青木のほう行くんじゃないかなんつうて、坂城町の町中がみんな心配していて、おい、また、H I O K I の二の舞かいなんていうような言葉も私聞いています。でも、やっぱり、今の話をい

ろいろ鑑みて聞いてみれば、やっぱり、そうではないんだよと、やっぱり、法律の改正もあった分もあるし、それから、いろんな中で、竹内さんのほうからも話を聞いている中での方向だというようなこともちょっと聞いていますので、その辺のところは、この間の、この間といいますか、何年か前でしたが、HIOKIさんのときは少し状況が変わってきておるのかなと私は思っております。

だから、中に、やっぱり、町民の中でも知らない人は、坂城町で会社でっかくなりゃ、みんな、外によそ村へ逃げてしまうじゃねえか。おい、町会議員は何やってんだなんて、私は言われるんですよ。その辺のところは、ちょっと待ってくんねえかいと。今日も、今、課長からも勉強させていただきましたので、先行取得できないんだと、そういう法律の中で、町は一生懸命頑張っているんだという、そんなことも言っておきたいと思いますが、そうは言いましても、決まったことであります。町長も気合入っていますよ、本当にね。4ヘクタールということで、我々はやっていくんだと、私は2ヘクタールったら、町長に怒られた。4ヘクタールやりましょうよなんて言われてね。やりましょうということ、ああ、よかったと思いましたもんで、私が言った2ヘクタールじゃなくて、4ヘクタール、ひとつ、1日も早い完成をお願いしておきたいと私は思うものであります。

まとめというわけではありませんが、先ほども出ています。最近はやりのSDGsですが、17項目あるようですが、これ私もいろいろ勉強しなきゃいけないと思ひまして、町長から三役の皆さんのこの、コロナのなんて言えはいけないんですが、ドーナツみたいなSDGsなんてやつをやって、気合入っているわけですが、私も少し、この分調べてみまして、これは、一つは、SDGs、これは、持続可能な開発目標の国連採択以来、環境イコール自然保護という既成概念から、環境こそ、全ての営みの基盤であるという世界的な共通認識が浸透してきましたと。豊かな地域資源を活用した先進的な環境政策を展開して、社会保障や経済、教育など全分野に恩恵をもたらし、進歩的かつ厚みのある地域度を実現していきたいと。こんなことが書いてあったのをちょっとご披露させていただきました。このことから、小泉純一郎元総理の演説が私は思い出されたのであります。総理がこんなことを言っておりました。「あの事故が起こるまでは原発に疑いを持っていなかった。日本の原子力発電は絶対安全で、低コストで、クリーンエネルギーと言われていた」と。「しかしながら、この三大大義名分は全部うそだった」と言って怒っているんですよ。小泉純一郎さん総理大臣ですよ。それで、最後に、こういうことを言っているんですよ。新エネルギーでやっていこうじゃねえかと。

これが小泉純一郎さんの演説からのお話であります。まさに、坂城町が取り組んでおりますスマートタウンに通じる話であると思ひするものであります。町長、機会があれば、ぜひ、小泉純一郎元総理を坂城町へお呼びしようではありませんか。

最後に、コロナになんか負けねえように、一句添えます。

「コロナカゼ、負けるもんかえ、東京五輪」、「コロナカゼ、負けるもんかえ、東京五輪」。
これにて、私の一般質問を終わりいたします。ありがとうございました。

議長（西沢さん） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

次回は11日午前10時から会議を開き、引き続き一般質問及び条例案等の審議、一般会計予算案総括質疑、各特別会計予算案総括質疑等を行います。

本日は、これにて散会とします。

ご苦労さまでした。

(散会 午後 4時07分)

